

第3期下川町 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月

下川町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	1
3. 関連計画との関係.....	2
4. 計画の期間.....	3
5. 計画の策定体制.....	3
6. 子ども・子育て支援をめぐる国の動向.....	5
7. 子ども・子育て支援制度の概要.....	6
8. 下川町地域共育ビジョンについて.....	8
第2章 子どもを取り巻く現状	9
1. 総人口等の状況.....	9
2. 子ども・子育てニーズ調査の結果概要.....	14
3. 子どもの生活実態調査の結果概要.....	19
第3章 第2期計画の実施状況	24
1. 教育・保育の状況.....	24
2. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	25
第4章 計画の基本的な考え方	29
1. 基本理念.....	29
2. 施策体系.....	30
第5章 施策の展開	31
基本目標1 地域における子育てへの支援.....	31
基本目標2 子どもの心身の健やかな成長・発達への支援の充実.....	35
基本目標3 安全で快適な生活環境の整備.....	37
基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進等.....	38
基本目標5 社会的支援を必要とする子どもへのきめ細かな取組の推進.....	39
第6章 子ども・子育て支援事業計画	41
1. 教育・保育提供区域の設定.....	41
2. 児童人口の将来推計.....	42
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	43
4. 地域子ども・子育て支援事業の提供.....	45
5. 教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項.....	53
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項.....	53
第7章 計画の推進に向けて	54
1. 計画の周知徹底.....	54
2. 推進体制づくり.....	54
3. 計画の点検・評価・改善.....	54

《本計画書における年号の表記について》

本来であれば平成31年と令和元年は区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、平成31年4月30日までのデータについても「令和元年」として統一して表記することとします。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の出生数をみると、第1次ベビーブーム期(昭和22年～昭和24年)には約270万人、第2次ベビーブーム期(昭和46年～昭和49年)には約210万人でしたが、その後減少が続き、人口動態統計(概数)による令和5年の出生数は72万7,277人で統計を開始した明治32年以来最少の数字となっています。

また、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていた合計特殊出生率は第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下、平成17年には1.26まで落ち込み、その後、平成27年には1.45まで回復したものの、令和5年には1.20と過去最低となっています。

我が国では少子化社会対策大綱に基づく少子化対策や子ども・子育て支援法(平成27年施行)に基づく子育て支援の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

そのような中、下川町においては、平成27年度に子ども・子育て支援法に基づく「下川町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度には子どもの貧困対策を含めた「第2期下川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、町における子ども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

「第2期下川町子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度に計画が終期を迎えることとなるため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や北海道の動きを反映するとともに、子どもの貧困をなくし、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現をめざした取組を総合的、効果的に推進するため、「第3期下川町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

「第3期下川町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定します。

また、本計画は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条における「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」としても位置付け、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ、子どもの未来を応援するための施策を盛り込むこととします。

■根拠法と本計画の位置付け

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 《策定義務あり》	次世代育成支援市町村行動計画 《努力義務》	こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 (市町村計画) 《努力義務》
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「下川町総合計画」の子ども・子育て支援などに係る分野別計画	○こどもの貧困の解消に向けた対策を講じるための市町村計画 ○「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」の趣旨を踏まえた、子どもの未来を応援するための計画



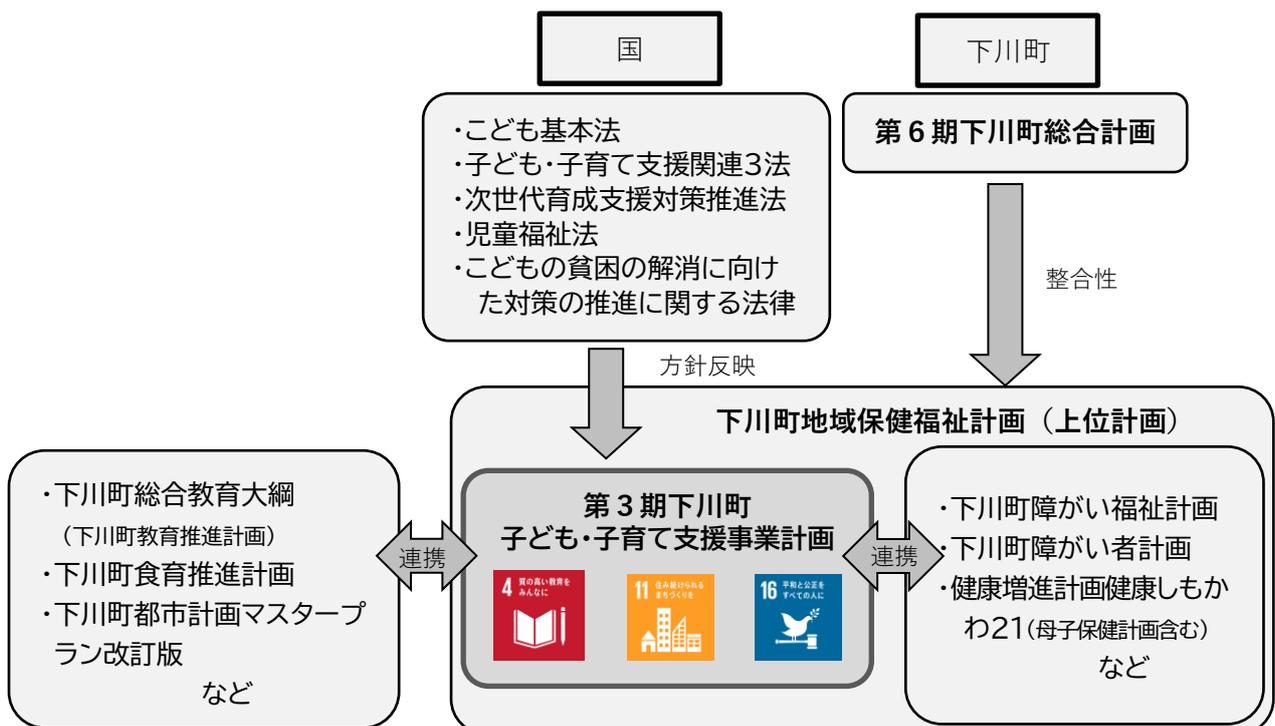
第3期下川町子ども・子育て支援事業計画

3. 関連計画との関係

本計画は、国内外の新たな社会潮流である「持続可能な開発目標(SDGs)」を取り入れた「第6期下川町総合計画」並びに「下川町地域保健福祉計画」を上位計画とし、下川町における子ども・子育て分野の個別計画として、計画期間における子育て支援サービスの需給状況や子育て関連施策の推進を図るために策定するものです。

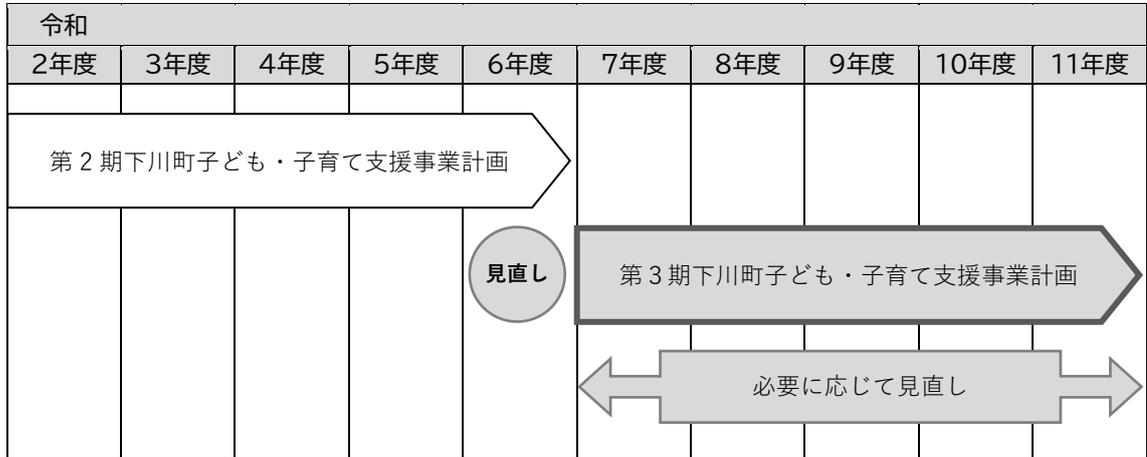
また、本計画の策定にあたっては、関連する個別計画との整合性に配慮します。

■本計画と関連計画の関係



4. 計画の期間

第3期下川町子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

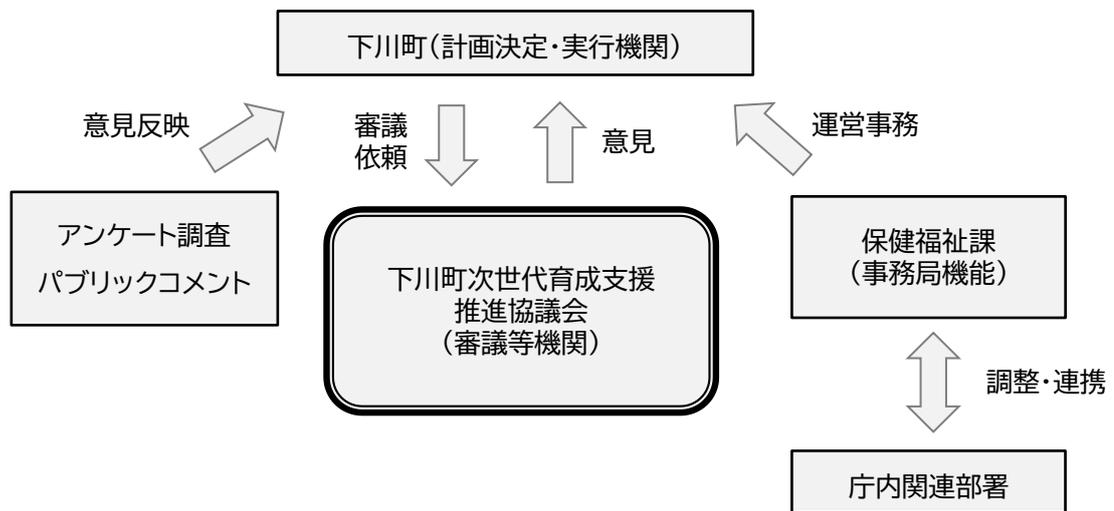


5. 計画の策定体制

(1) 下川町次世代育成支援推進協議会の設置

本計画の策定にあたっては、「下川町次世代育成支援推進協議会」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。

■計画の策定体制イメージ図



(2)子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

下川町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども、小学生及び中学生とその保護者を対象に実施しました。

■調査の概要

調査対象	下川町に在住する就学前児童、小学生及び中学生の保護者世帯 (180世帯)
調査期間	令和6年1月
調査方法	・学校及び認定こども園に通う児童・生徒がいる世帯： 学校及び認定こども園による配布・回収 ・上記以外：郵送による配布・回収
グラフ	表中の数値は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

■調査票の回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
保護者向け調査	180	121	0	121	67.2
子ども向け調査	131	84	2	82	62.6

(3)パブリックコメントの実施

本計画の素案を町のホームページなどで公開し、広く町民の方々から意見を募りました。

募集期間	令和6年12月16日～令和7年1月17日
対象者	下川町内在住者
提出方法	意見公募用紙に記入し、郵送、Fax、Email、持参のいずれかにより、下川町保健福祉課に提出。
提出された意見の件数	0件

6. 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることになりました。

■こども基本法の概要(地方公共団体関係部分)

・定義(第2条関連)

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

・地方公共団体の責務(第5条関連)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

・都道府県こども計画等(第10条関連)

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

・こども施策に対する意見の反映(第11条関連)

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7. 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく子ども・子育て支援制度の概要は下記のとおりです。

子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付	
	児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
	私学助成幼稚園の利用料や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化	
	妊婦のための支援給付【新規:令和7年4月1日施行】	
	妊婦の認定時及び子どもの人数届け出時に給付金を支給	
	乳児等のための支援給付【新規:令和8年4月1日施行】	
こども誰でも通園制度		
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	
	③妊婦健康診査	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業他	
	⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	
	⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
	⑧一時預かり事業	
	⑨時間外保育事業	
	⑩病児保育事業(病児・病後児保育事業)	
	⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
⑭子育て世帯訪問支援事業【新規:令和6年4月1日施行】(努力義務)		
⑮児童育成支援拠点事業【新規:令和6年4月1日施行】(努力義務)		
⑯親子関係形成支援事業【新規:令和6年4月1日施行】(努力義務)		
⑰妊婦等包括相談支援事業【新規:令和7年4月1日施行】(努力義務)		
⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規:令和7年4月1日施行】		
⑲産後ケア事業【新規:令和7年4月1日施行】(努力義務)		
仕事・子育て両立支援事業		
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業		
働き方等の多様化に対応した子育て支援事業【新規:令和8年10月1日施行】		
一歳未満の子どもを養育する国民年金の被保険者に対する経済的支援		

(1)子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付(施設型給付、地域型保育給付)に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(2)子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

8. 下川町地域共育ビジョンについて

子ども・子育て支援事業計画の上位計画である第6期下川町総合計画では将来像に「2030年における下川町のありたい姿」を位置付けています。ありたい姿の策定過程では子どもの未来が一貫して重要視され、ありたい姿の目標の一つに「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を設定しました。

令和元年に住民15人で構成される「地域共育ビジョン策定委員会」を設置し、“子どもを育む地域の姿”を表す「下川町地域共育ビジョン」の策定に取り組み、会議や意見募集（パブリックコメント）の手続きを経て、令和2年5月に「下川町地域共育ビジョン」を取りまとめました。

■下川町地域共育ビジョン

現在、世界は気候危機による課題や科学技術の進歩などにより仕事や暮らしが急速に変化しています。また、こうした変化の渦の中で、若者たちは、大人たちの考えや行動に不安や疑問を投げかけ、世界を変えようという動きも出てきています。

下川町の子どもたちが、こうした社会変化にもしなやかに対応し、挑戦、包容力や寛容性、先見性、創造性などの「下川らしさ」を引き継ぎながら、新しい地域社会を創っていくために必要な環境や機会を、地域の大人として作り出していきます。

子どもが誰ひとり取り残されず、全体が大きな家のような共育のまち

①子どものわくわくする好奇心と挑戦を育む地域

子どもの好奇心が育まれる出会いや体験と、好きなことを創造的に探究できる場をつくり、子どもが安心して挑戦し、失敗も受け入れられるよう、大人が支えます。

②かけがえのない自然・歴史・文化のバトンをつなぐ地域

子どもと大人が、下川の自然・歴史・文化を、多世代の交流や体験を通じて受け継ぎ、一緒になってまちの未来を考えます。

③のびやかな心と体がぐんぐん育つ地域

自然を活かした遊び、スポーツ、安心安全で顔の見える食など、心身を育むために必要な機会や環境をつくり、誰もが選択できるようにします。

④子どもたちがほっとする居場所がたくさんある地域

まち全体が大きな家のように、居場所や関わりをたくさんつくることで、子ども一人一人の個性を受け入れ、尊重します。

⑤子どもを真ん中に、地域・家庭・学校・保育施設がつながりアクションする地域

子どもやこれから生まれる命のために、地域・家庭・学校・保育施設が対話し、変化を恐れず、知恵と工夫を生み出し、行動します。



第2章 子どもを取り巻く現状

1. 総人口等の状況

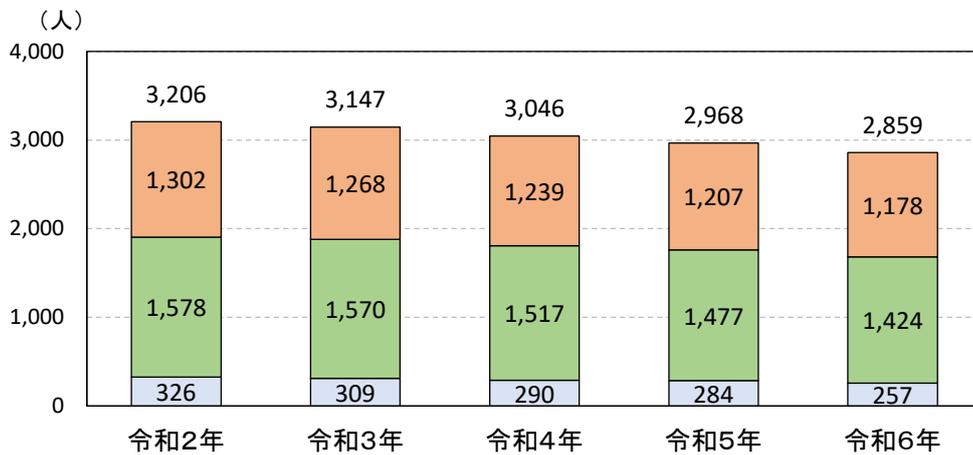
(1) 総人口の状況

下川町の総人口の推移をみると、総人口は令和2年の3,206人から令和6年には2,859人で347人(10.8%)減少しています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口(0歳～14歳)、生産年齢人口(15歳～64歳)、老年人口(65歳以上)それぞれに減少傾向がみられる状況です。

年齢3区分別の人口割合は、生産年齢人口(15歳～64歳)はおおむね横ばいに推移していますが、年少人口(0歳～14歳)は減少、老年人口(65歳以上)は増加しています。

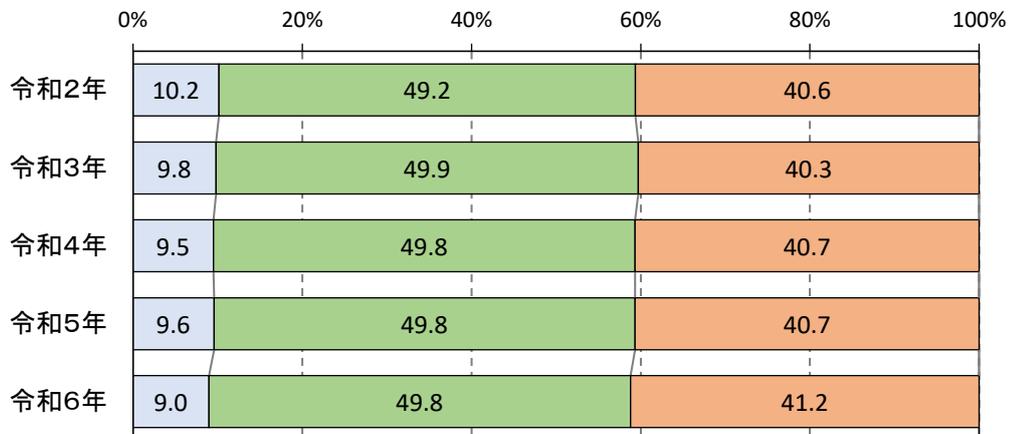
■ 年齢3区分別人口の推移



□ 年少人口(0歳～14歳) ■ 生産年齢人口(15歳～64歳) ■ 老年人口(65歳以上)

資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 年齢3区分別人口割合の推移



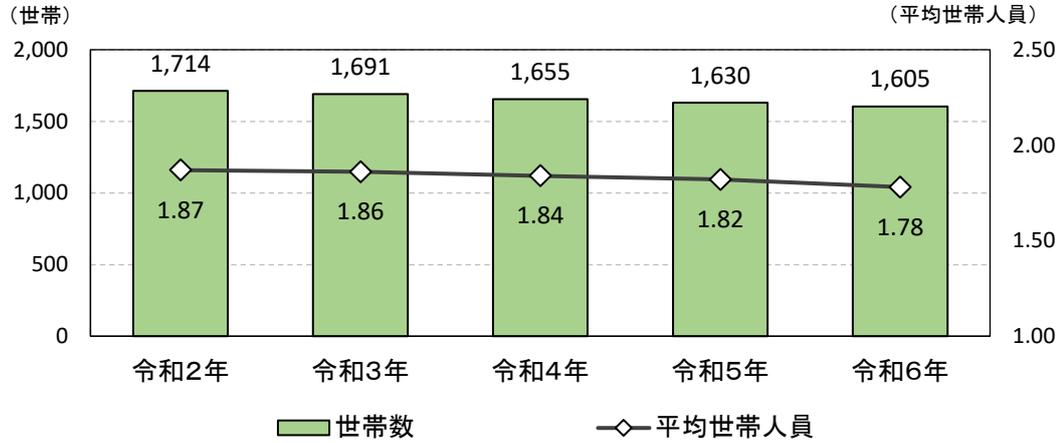
□ 年少人口(0歳～14歳) ■ 生産年齢人口(15歳～64歳) ■ 老年人口(65歳以上)

資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)世帯数の状況

下川町の世帯数は、令和2年の1,714世帯から令和6年には1,605世帯と109世帯減少しています。平均世帯人員も微減で推移しており、核家族化が緩やかに進行していることがうかがえます。

■世帯数と平均世帯人員の推移

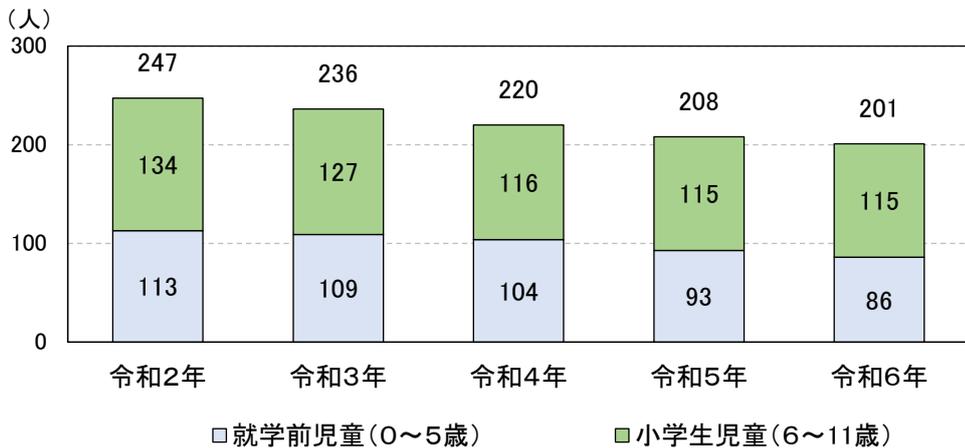


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3)児童数の状況

就学前児童(0～5歳)の人口は令和2年から減少しており、令和6年には86人となっています。小学生児童(6～11歳)も減少傾向となっており、令和2年の134人から令和6年には115人となっています。

■就学前児童及び小学生児童数の推移



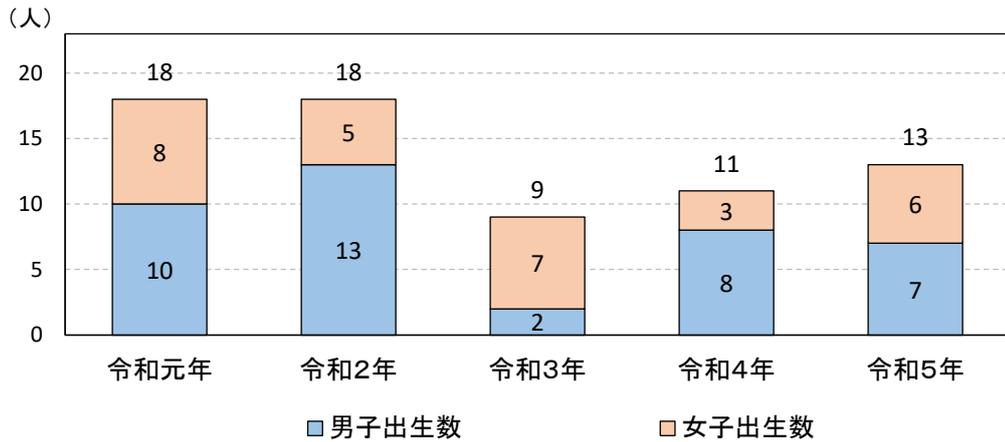
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(4)出生の状況

下川町の出生数の推移をみると、令和元年及び令和2年は18人でしたが、令和3年は9人と半減し、その後増加がみられるものの令和5年は13人となっています。

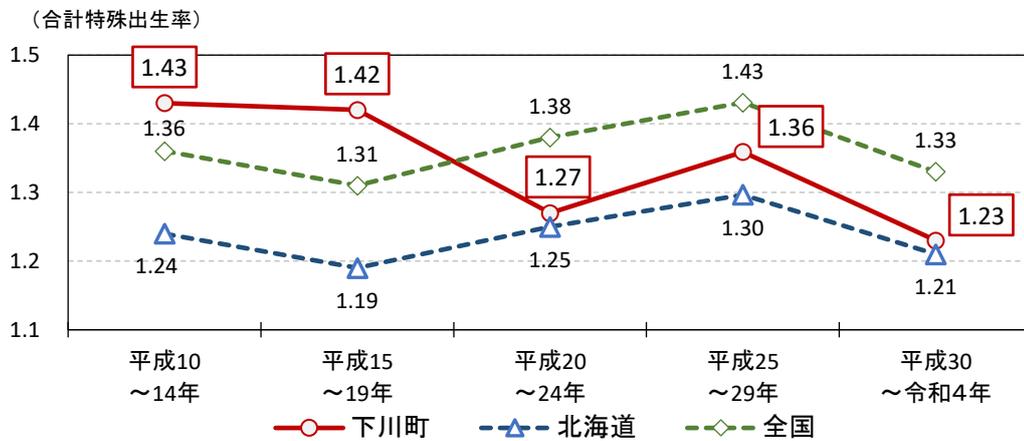
下川町の合計特殊出生率(一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する指標)は、平成19年までは全国・北海道を上回っていましたが、その後全国を下回って推移しており、平成30～令和4年は1.23で北海道と同等の水準となっています。

■男女別出生数の推移



資料:下川町町民生活課

■合計特殊出生率の推移



資料:人口動態統計特殊報

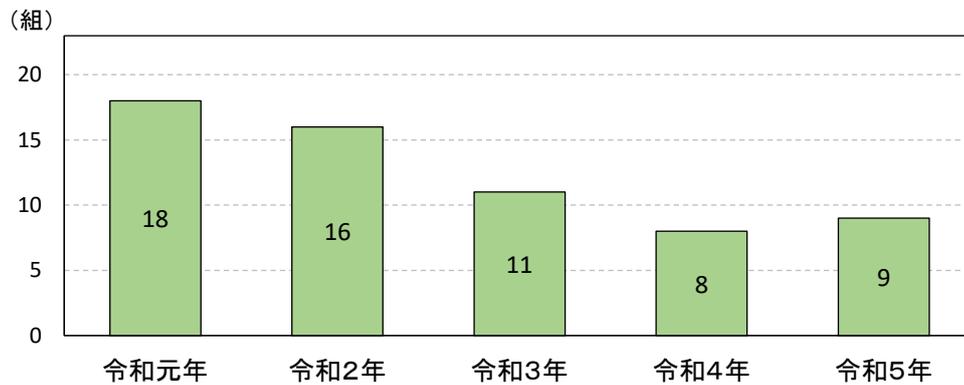
※合計特殊出生率とは人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。

(5)婚姻の状況

下川町の婚姻数の推移をみると、令和元年の18組から減少傾向がみられ、令和5年は9組となっています。

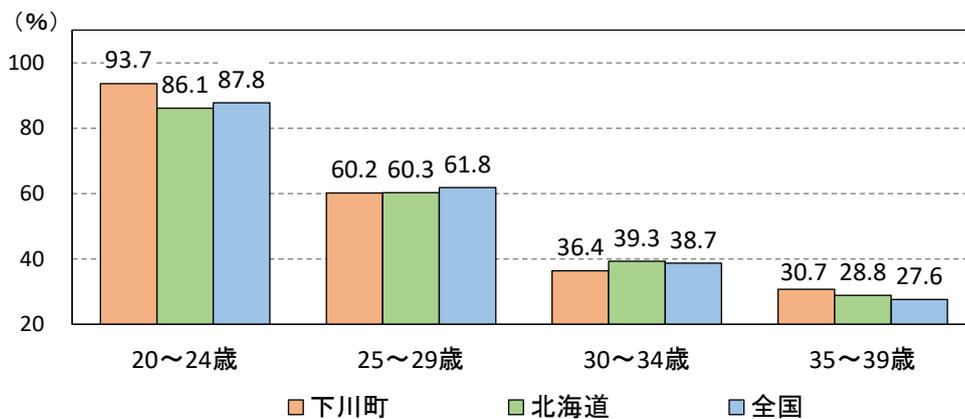
また、令和2年の国勢調査によると、下川町の未婚率は25歳から34歳で全国・北海道を下回っている状況です。

■婚姻数の推移



資料:下川町町民生活課

■年齢階級別の未婚率



資料:国勢調査(令和2年)

(6) 保育所等の状況

下川町の保育施設は町立の下川町認定こども園「こどものもり」(以下この章では「認定こども園」と民間託児所「わんぱくルーム」が整備されています。

認定こども園の入園人数は令和4年度に80人で定員に対する充足率は84.2%となりましたが、その後入園人数は66人に減少し、充足率は69.5%となっています。

■認定こども園の概況

		単位:人、%				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園 こどものもり (定員 95人)	入所人数	75	75	80	66	66
	充足率	78.9	78.9	84.2	69.5	69.5

資料:下川町保健福祉課(各年4月1日現在)

(7) 小学校・中学校の状況

下川町には下川小学校と下川中学校が設置されており、児童・生徒数はともに令和2年度から減少傾向で推移しています。

■小学校・中学校の概況

		単位:人				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下川小学校	児童数	135	126	117	113	114
下川中学校	生徒数	77	73	71	74	58

資料:下川町教育委員会(各年5月1日現在)

(8) 児童クラブの状況

就労等により保護者が家庭にいない小学生児童を対象として、町民会館2階児童室に児童クラブを開設しており、登録者数は令和2年度の29人から令和5年度には40人に増加しましたが、令和6年度は36人となっています。

■児童クラブの登録人数

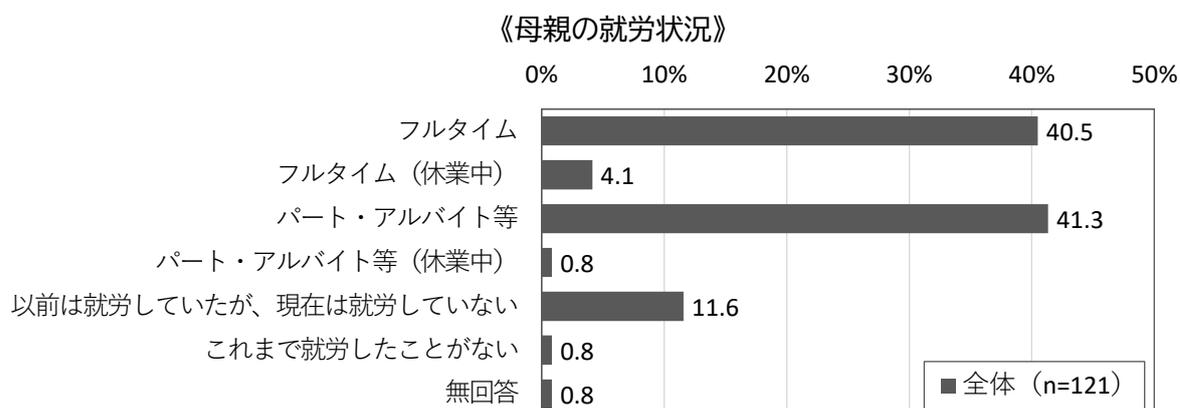
		単位:人				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童クラブ		29	29	28	40	36

資料:下川町教育委員会(各年4月1日現在)

2. 子ども・子育てニーズ調査の結果概要

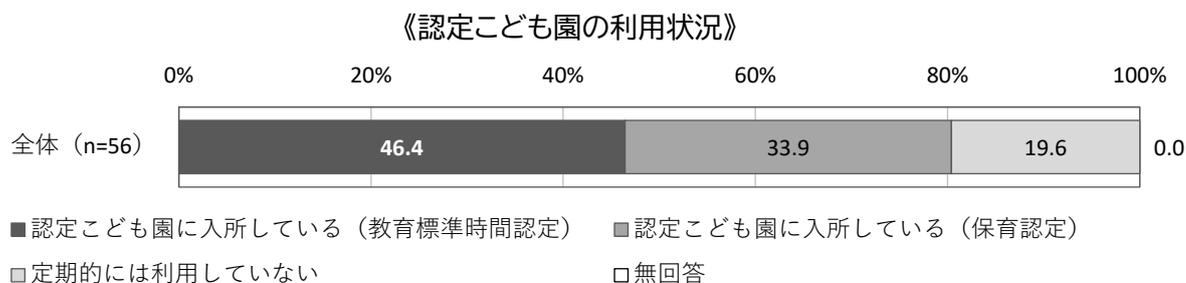
(1) 母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「パート・アルバイト等」が41.3%、「フルタイム」が40.5%でほぼ同率となっています。フルタイム及びパート・アルバイト等の合計で見ると、前回調査と比べて16.0ポイント増加しており、母親の就労率は高くなっている状況です。



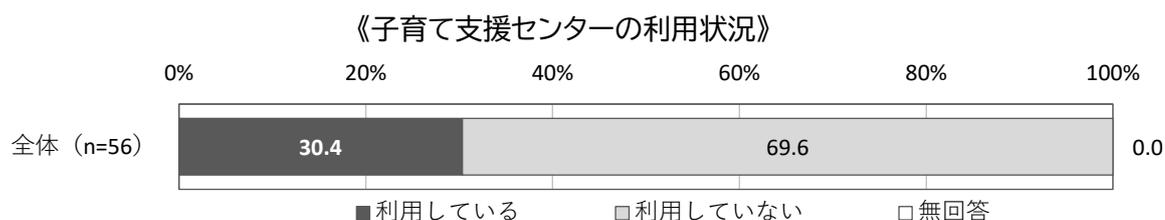
(2) 認定こども園の利用状況(就学前児童)

「認定こども園に入所している(教育標準時間認定)」(46.4%)、「認定こども園に入所している(保育認定)」(33.9%)の合計80.3%が認定こども園「こどものもり」に入所しており、「定期的には利用していない」は19.6%となっています。



(3) 子育て支援センターの現在の利用状況(就学前児童)

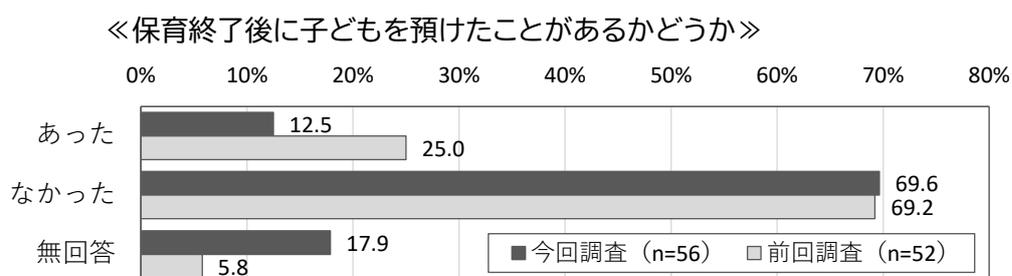
子育て支援センターの利用状況は、「利用している」が30.4%、「利用していない」は69.6%となっています。



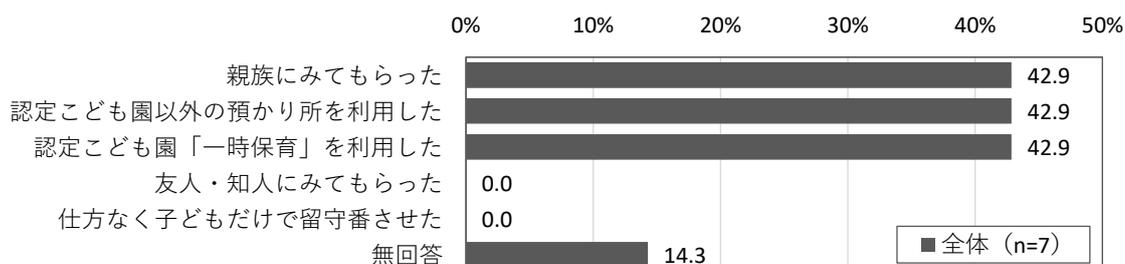
(4)一時預かり等(預かり保育、延長保育)の状況について(就学前児童)

認定こども園での保育終了後に、用事等で子どもを預けたことがあるかどうかをたずねたところ、「あった」は12.5%、「なかった」は69.6%となっています。

用事等で子どもを預けたことがあったときの対応方法は、「親族にみてもらった」「認定こども園以外の預かり所を利用した」「認定こども園「一時保育」を利用した」がそれぞれ42.9%(3人)となっています。

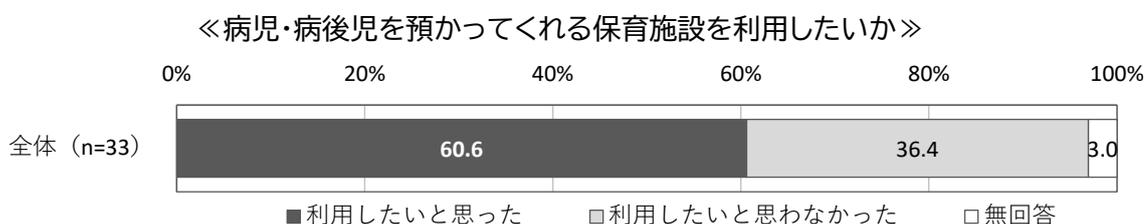
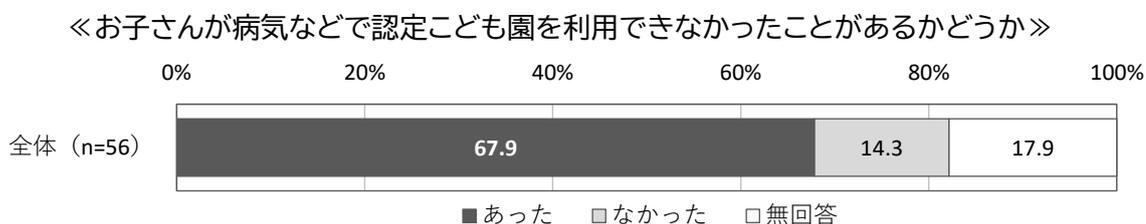


「保育終了後に子どもを預けたときの対応方法(複数回答)」



(5)病児・病後児保育の利用意向について(就学前児童)

お子さんが病気やけがで認定こども園を利用できなかったことが「あった」は67.9%で、その際に費用負担があったとしても病児・病後児を預かってくれる保育施設を「利用したいと思った」人は60.6%となっています。



(6)放課後に過ごさせたい場所(就学前児童)

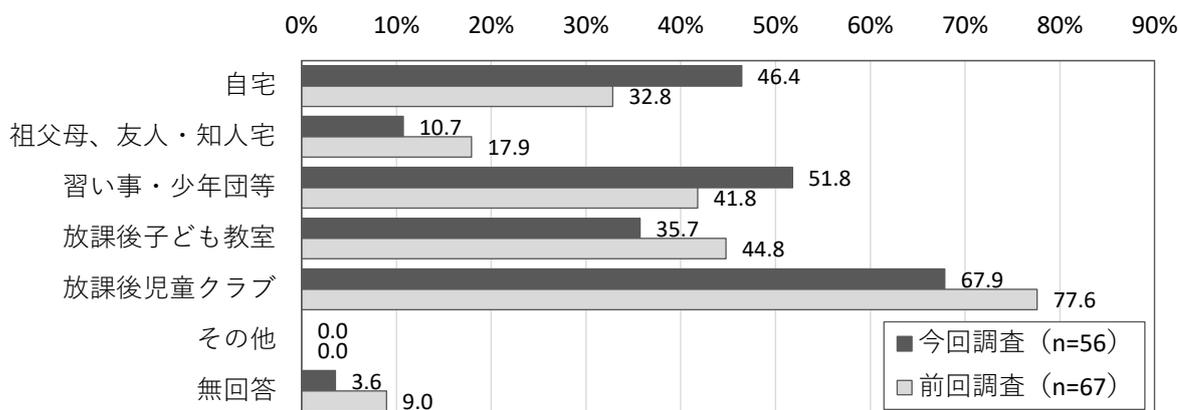
小学校1～3年生の間に放課後に過ごさせたい場所は「放課後児童クラブ」が67.9%で最も多く、次いで「習い事・少年団等」(51.8%)、「自宅」(46.4%)が続いています。

前回調査と比べると、「放課後児童クラブ」は9.7ポイント減少し、「習い事・少年団等」は10ポイント、「自宅」は13.6ポイント増加しています。

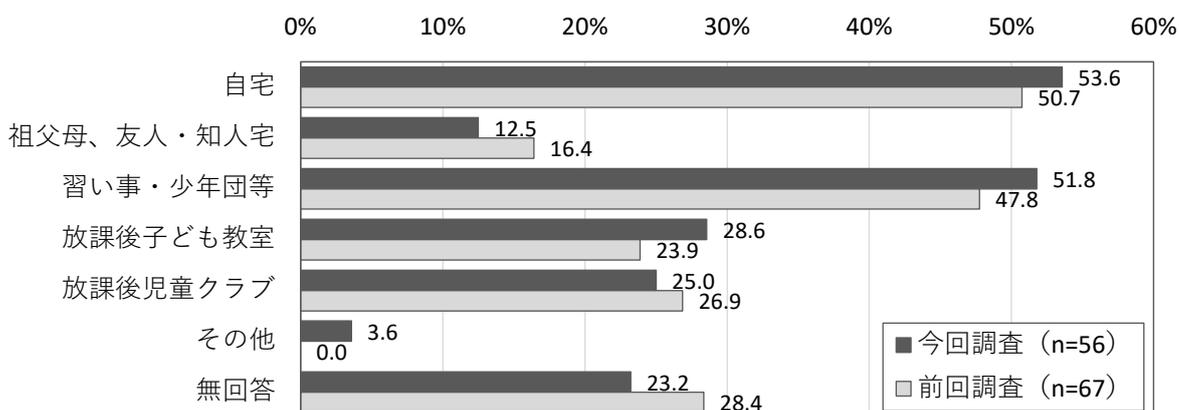
一方、小学校4～6年生の間に放課後に過ごさせたい場所は「自宅」が53.6%で最も多く、次いで「習い事・少年団等」(51.8%)が半数を超え多くなっています。

前回調査と比べると、「自宅」は2.9ポイント、「習い事・少年団等」は4ポイント増加しています。

《小学校1～3年生の間に放課後に過ごさせたい場所(就学前児童)》



《小学校4～6年生の間に放課後に過ごさせたい場所(複数回答)》

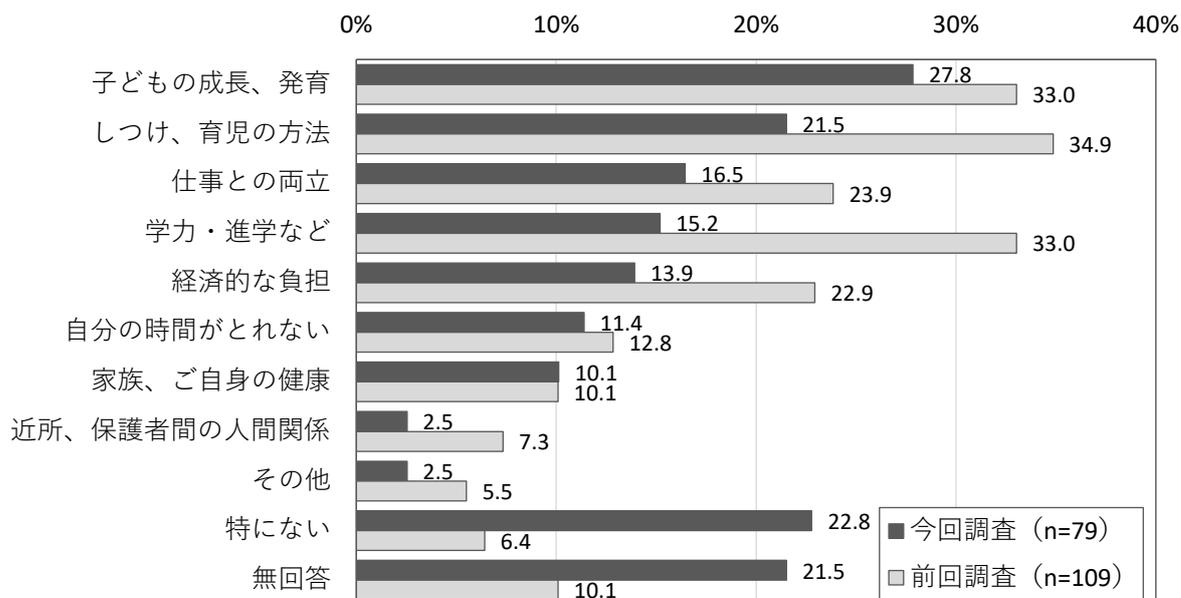


(7)子育てに関する不安や悩み

子育てに関する不安や悩みの内容は、「子どもの成長、発育」が27.8%で最も多く、次いで「しつけ、育児の方法」(21.5%)、「仕事との両立」(16.5%)が続いています。また、「特にない」は22.8%となっています。

前回調査と比べると、「学力・進学など」が17.8ポイント、「しつけ、育児の方法」が13.4ポイントと10ポイント以上減少しています。

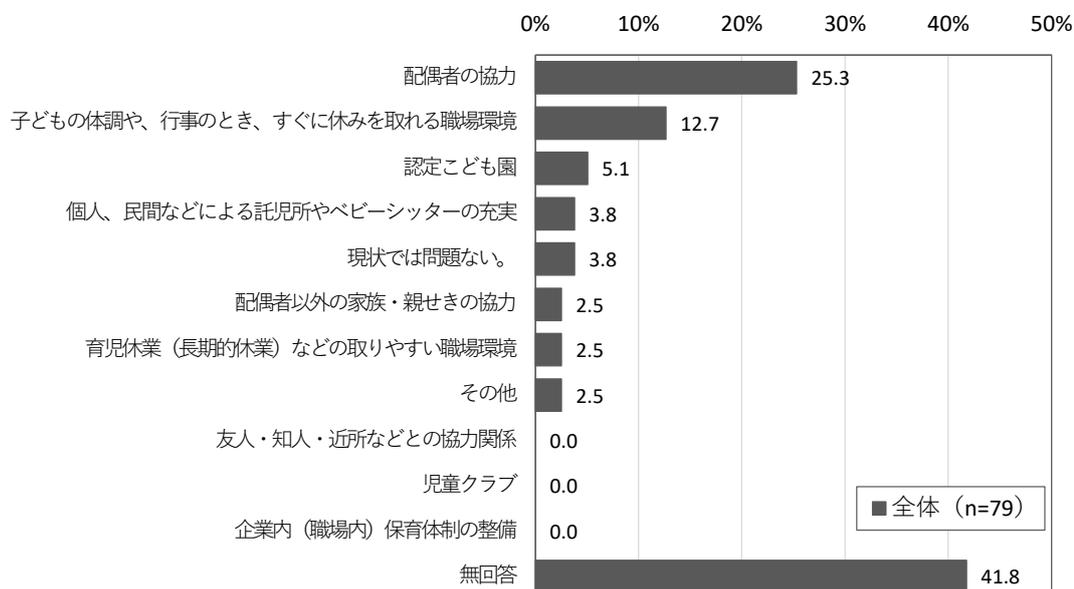
《子育てに関する不安や悩みの内容(複数回答)》



(8)仕事と子育てを両立させるために必要な支援

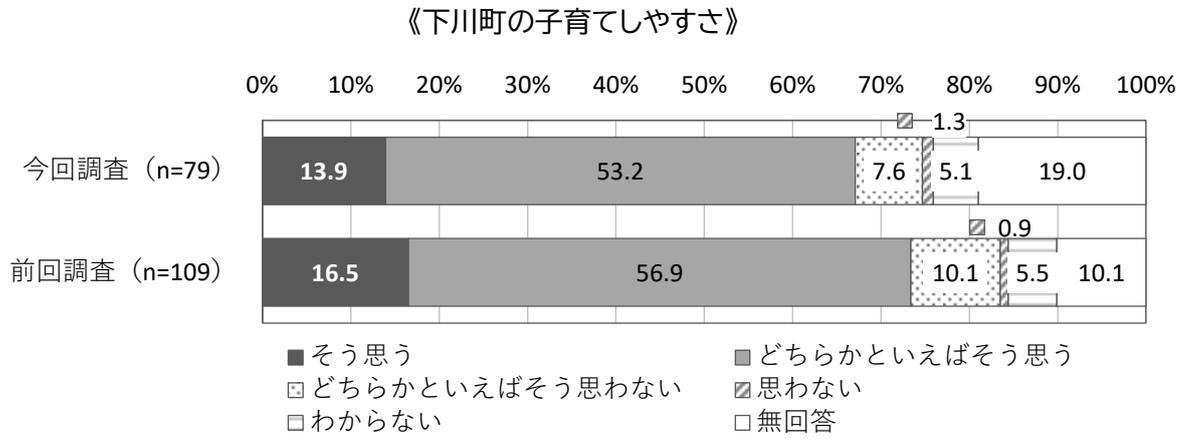
仕事と子育てを両立させるために必要な支援は、「配偶者の協力」が25.3%で最も多く、次いで「子どもの体調や、行事のとき、すぐに休みを取れる職場環境」が12.7%が続いています。

《仕事と子育てを両立させるために必要な支援(複数回答)》



(9)下川町の子育てのしやすさ

下川町の子育てのしやすさについて、「そう思う」(13.9%)、「どちらかといえば、そう思う」(53.2%)の合計は67.1%で、前回調査の73.4%から6.3ポイント減少しています。



3. 子どもの生活実態調査の結果概要

《子どもの生活実態調査における世帯年収分類の表記について》

厚生労働省が公表している相対的貧困率の算出は、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分(貧困線)に満たない世帯を「相対的貧困層」と定義しています。

本調査における保護者向け調査では、回答率を高めるため、世帯年収の回答方法を「記述式の数値」ではなく「100万円を単位とした年収範囲を示す選択肢」から回答する方式としました。

そのため、世帯年収の集計結果の中央値である「500～600万円未満」を基準とし、所得階層の分類を下記のとおりとします。

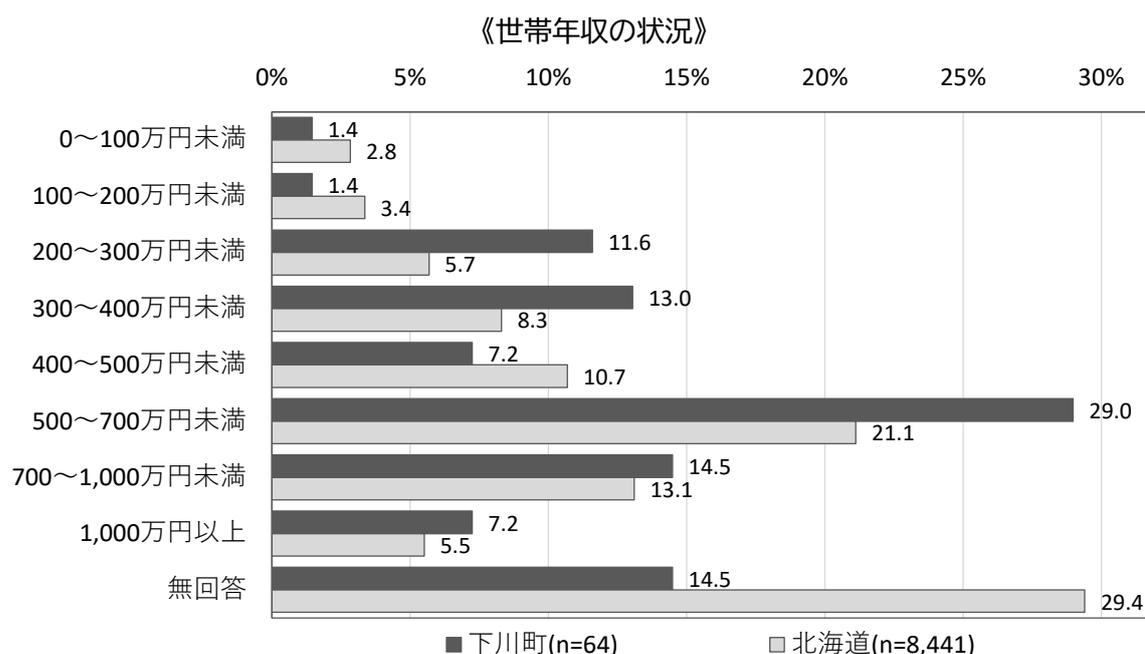
■世帯年収と所得階層の分類

所得階層	世帯年収	所得階層の概要
所得階層Ⅰ	0～300万円未満	世帯年収の中央値の1/2未満
所得階層Ⅱ	300万円～500万円未満	世帯年収の中央値の1/2以上、中央値未満
所得階層Ⅲ	500万円以上	世帯年収の中央値以上

(1)世帯年収

世帯年収は、「500～700万円未満」が29.0%で最も多く、次いで「700～1,000万円」(14.5%)、「300～400万円未満」(13.0%)が続いています。

北海道と比べると、「200～300万円」(11.6%)、「300～400万円」(13.0%)、「500～700万円未満」(29.0%)が多くなっています。

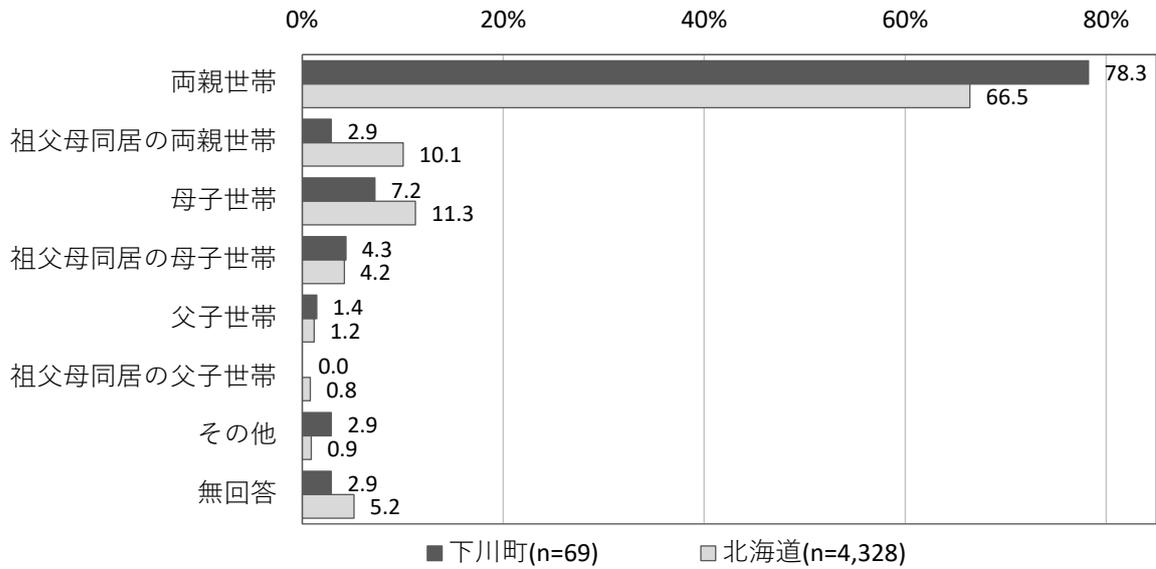


(2)家族の形態

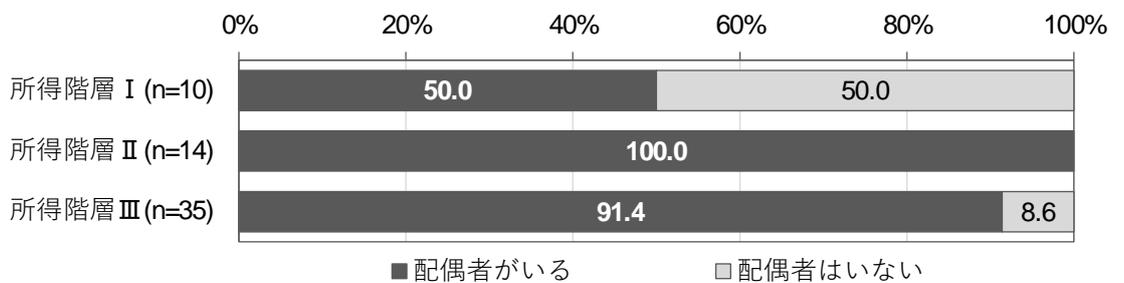
家族の形態は、「両親世帯」が78.3%を占め最も多く、次いで「母子世帯」が7.2%が続いています。北海道と比べると「両親世帯」が11.8ポイント高くなっています。

所得階層別に配偶者の有無をみると、所得階層Ⅰは「配偶者はいない」が50.0%で他の所得階層と比べて多くなっており、配偶者がいない世帯は経済的に厳しい状況にあることがうかがえます。

《家族の形態(下川町／北海道との比較)》



《配偶者の有無(下川町／所得階層別)》

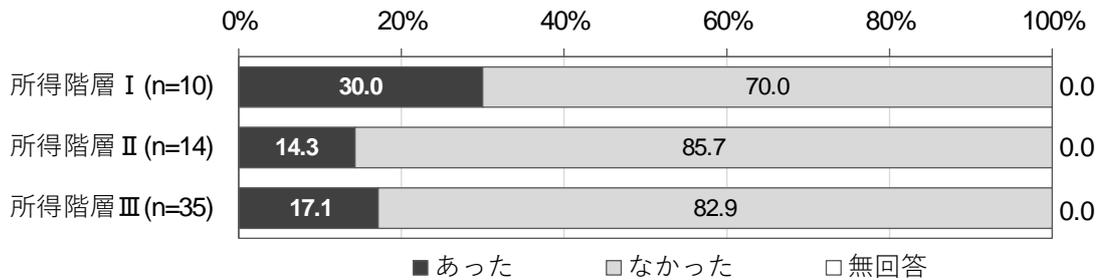


(3)子どもの受診抑制

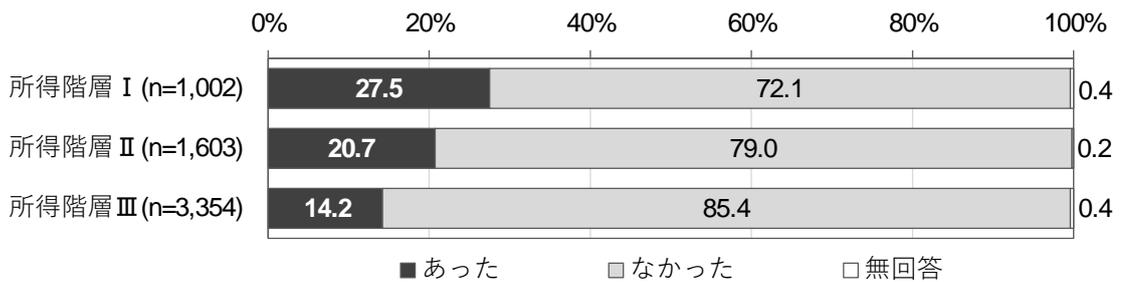
過去1年間に子どもを病院や歯医者を受診させなかったことが「あった」割合は、所得階層Ⅰが30.0%で他の所得階層と比べて多くなっており、北海道とほぼ同率となっています。

子どもを病院や歯医者を受診させなかった理由は、「仕事で連れて行く時間がなかった」(45.5%)が最も多く、また、「お金がなかった」(9.1%)は北海道と比べると少なくなっています。

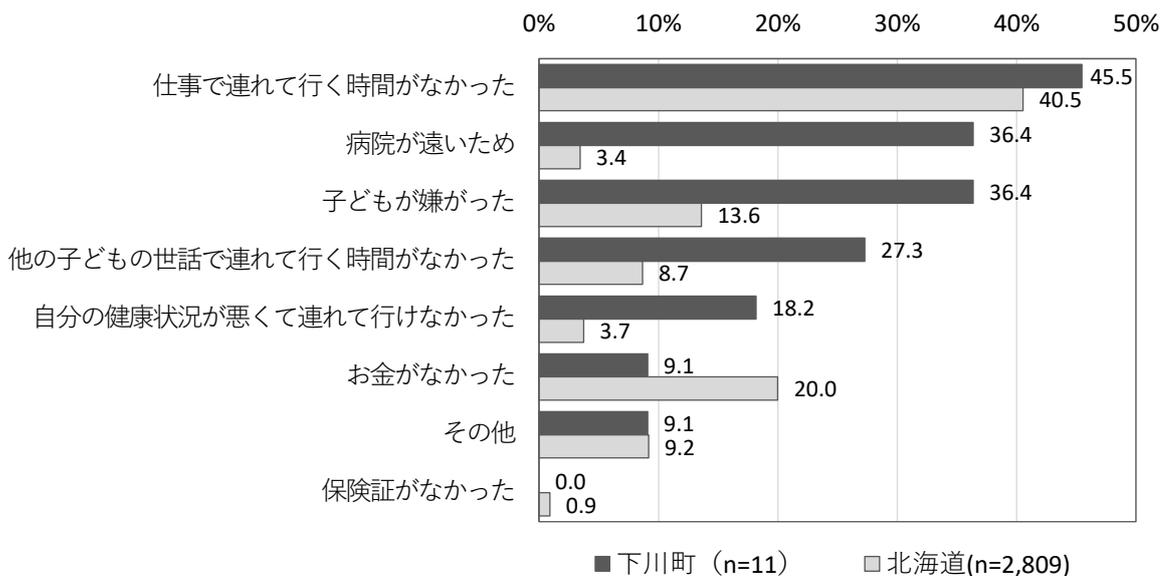
《過去1年間に子どもを病院や歯医者を受診させなかったことの有無(下川町/所得階層別)》



《過去1年間に子どもを病院や歯医者を受診させなかったことの有無(北海道/所得階層別)》



《子どもを受診させなかった理由(下川町/北海道との比較/複数回答)》

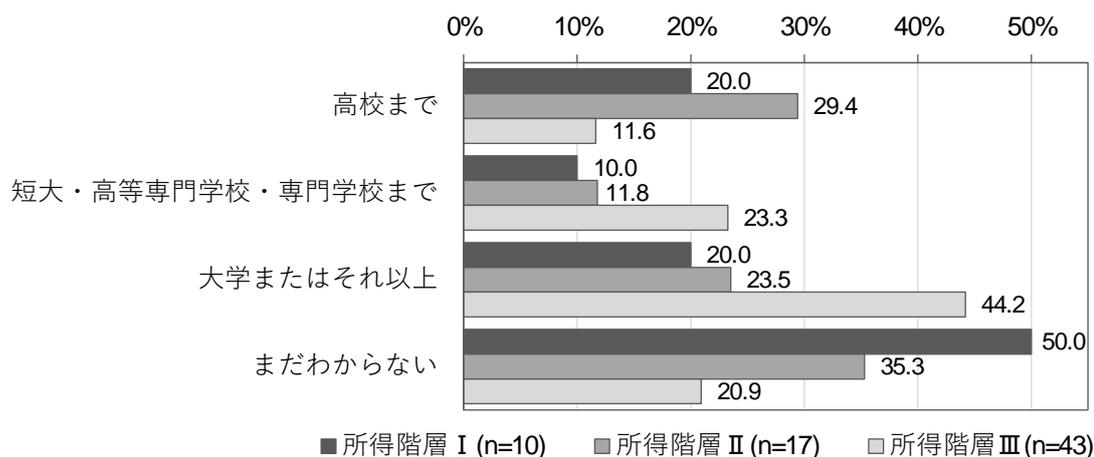


(4)子ども自身が将来どの段階まで進学したいか

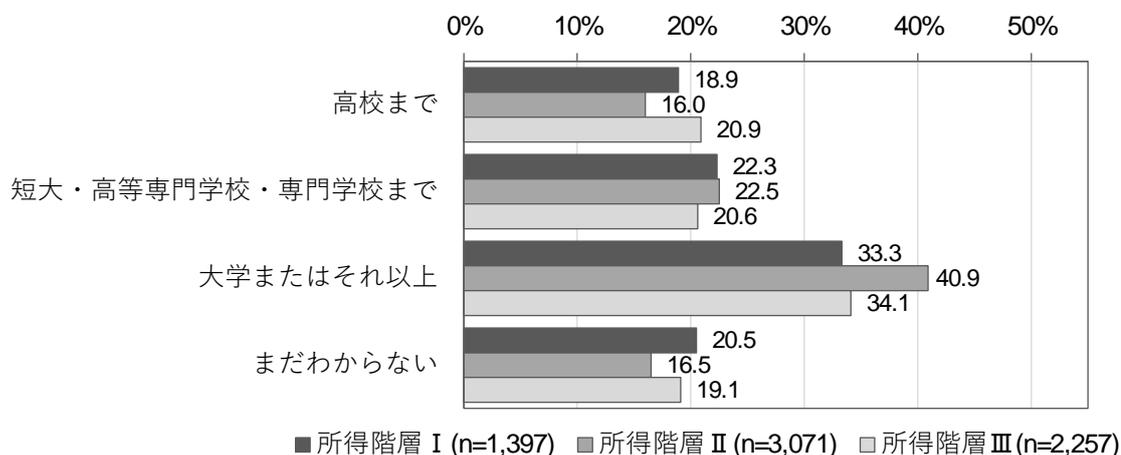
自分がどの段階まで進学したいかをたずねたところ、所得階層Ⅰ及び所得階層Ⅱは「まだわからない」が最も多く、次いで、所得階層Ⅰは「高校まで」「大学またはそれ以上」(それぞれ20.0%)、所得階層Ⅱは「高校まで」(29.4%)が続いています。所得階層Ⅲは「大学またはそれ以上」が44.2%で最も多くなっています。

また、北海道と比べると所得階層Ⅱは「高校まで」、所得階層Ⅲは「大学またはそれ以上」が北海道より多くなっています。

《子ども自身が将来どの段階まで進学したいか(下川町/所得階層別)》



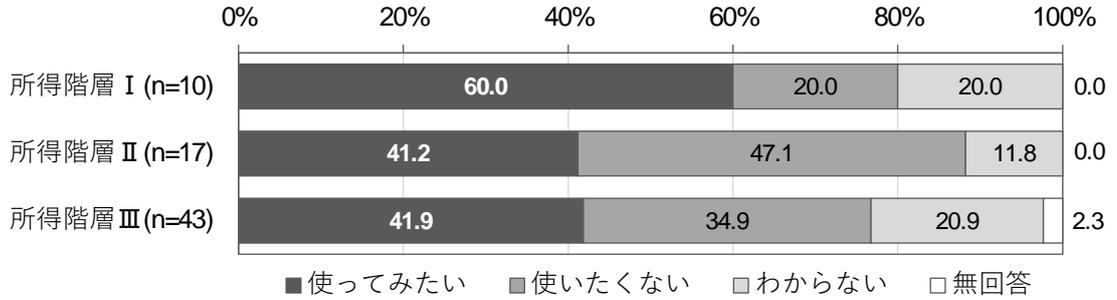
《子ども自身が将来どの段階まで進学したいか(北海道/所得階層別)》



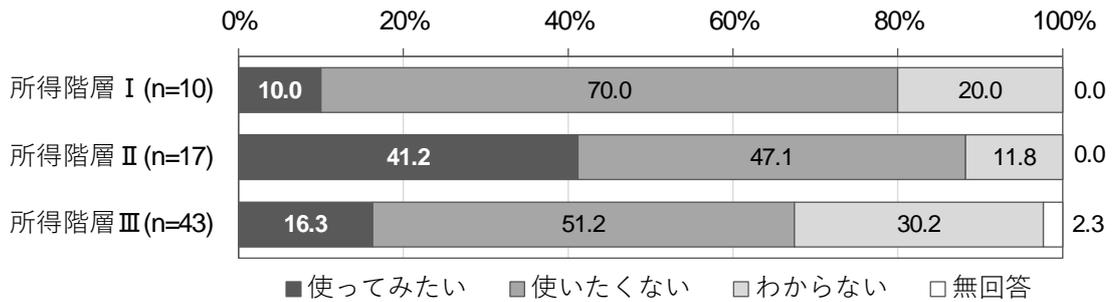
(5)子どもが利用してみたいと思う場所

利用してみたい場所を「使ってみたい」の割合で見ると、所得階層Ⅰは「休日にいることができる場所」(60.0%)、所得階層Ⅱは「家の人がないとき、夕ごはんを食べることができる場所」「年上の人が勉強を教えてくれる場所」(ともに41.2%)が他の所得階層と比べて多くなっています。

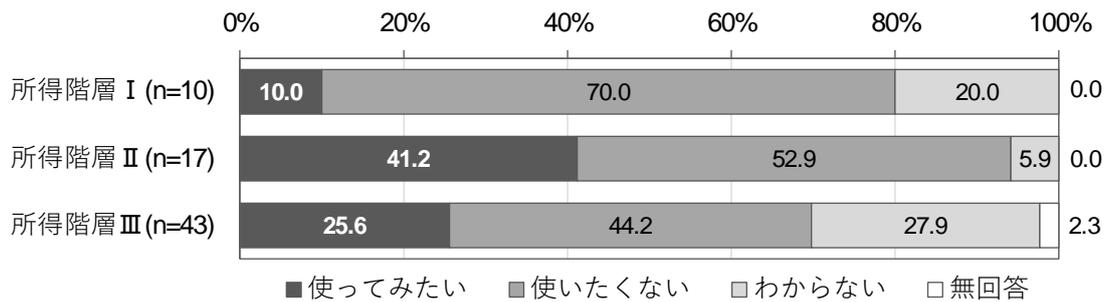
《休日にいることができる場所(下川町/所得階層別)》



《家の人がないとき、夕ごはんを食べることができる場所(下川町/所得階層別)》



《年上の人が勉強を教えてくれる場所(下川町/所得階層別)》



第3章 第2期計画の実施状況

1. 教育・保育の状況

(1)1号認定(3歳以上／幼稚園・認定こども園)

1号認定は認定こども園「こどものもり」の教育部分にて受け入れを行っています。計画期間の利用実績は量の見込みを下回って推移しました。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人	18	15	15	15	15
	確保方策		20	20	20	20	20
実績			14	15	13	10	12

※各年4月1日現在

(2)2号認定(3歳以上／保育所・認定こども園)

2号認定は認定こども園「こどものもり」の保育部分にて受け入れを行っています。計画期間の利用実績は量の見込みを上回って推移しました。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人	42	36	37	35	36
	確保方策		50	50	50	50	50
実績			45	40	49	45	40

※各年4月1日現在

(3)3号認定(3歳未満／保育所・認定こども園)

3号認定は認定こども園「こどものもり」の保育部分にて受け入れを行っています。計画期間における0歳児の利用実績は量の見込みを下回って推移しましたが、1・2歳児は量の見込みを上回る年がありました。

①0歳

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人	6	6	6	6	5
	確保方策		6	6	6	6	6
実績			1	0	1	0	1

※各年4月1日現在

②1・2歳

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人	16	16	16	16	16
	確保方策		19	19	19	19	19
実績			15	20	17	11	13

※各年4月1日現在

2. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1)利用者支援事業

認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行うものです。

下川町では、地域子育て支援拠点事業により相談や情報提供を行っているため、利用者支援事業としては実施しませんでした。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画(量の見込み)	実施箇所	0	0	0	0	0
実績		0	0	0	0	0

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行うものです。

地域子育て支援拠点事業は各年度とも量の見込みを下回る実績となりました。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人回/月	68	69	69	68	65
	確保方策		68	69	69	68	65
実績			42	47	21	62	-

(3)妊婦健康診査

妊婦及び胎児の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査14回に対して受診票を交付しています。また、14回を超えた分についても助成しています。

妊娠届け出数が減少傾向にあり、妊婦健康診査の受診券発行者数及び健診回数は各年度とも量の見込みを下回る実績で推移しました。

■妊婦健康診査受診券発行者数

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人	18	18	18	17	16
	確保方策		18	18	18	17	16
実績			15	7	13	8	-

■妊婦健康診査健診回数

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	回	252	252	252	238	224
	確保方策		252	252	252	238	224
実績			231	93	146	119	-

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が全戸訪問し、発育発達・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業です。

保健師が新生児期と生後2か月頃に家庭訪問等により、母子の健康状態の把握や相談・支援を行い、支援を複数回実施していることにより乳児家庭全戸訪問事業はおおむね量の見込みを上回る実績となりました。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人	18	18	18	17	16
	確保方策		18	18	18	17	16
実績			35	21	17	21	-

(5)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業で、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる」と訪問員が判断した場合に、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。

保健師が育児相談・支援を行っており、育児・家事援助を行う訪問員はいないため、養育支援訪問事業は各年度とも量の見込みを下回る実績となりました。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人	11	11	11	11	11
	確保方策		11	11	11	11	11
実績			6	5	2	6	-

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

ショートステイ事業:原則1週間を限度として、児童養護施設等で児童を預かる事業。

トワイライトステイ事業:平日の夜間や休日の短時間に児童を預かる事業。

下川町では子育て短期支援事業を実施していません。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人日/年	25	29	26	27	26
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	-

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う事業です。保護者に代わって保育所や幼稚園などへ送迎したり、保護者の病気や急用等の場合に児童を預かったりする活動を行う事業です。

下川町では子育て援助活動支援事業を実施していません。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人日/年	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	-

(8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業(幼稚園型)は名称を「預かり保育」として実施しており、国の量の見込みの算定では0となりますが、年間数件の実績があります。一時預かり事業(幼稚園型を除く一時預かり事業)は名称を「一時保育」として事業を実施しており、おおむね量の見込みを上回る実績となりました。

①一時預かり事業(幼稚園型)(認定こども園「こどものもり」での名称は「預かり保育」事業)

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人日/年	6	5	6	5	5
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	-
参考実績		人	1	8	10	7	-

②一時預かり事業(幼稚園型を除く)(認定こども園「こどものもり」での名称は「一時保育」事業)

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人日/年	96	96	96	96	96
	確保方策		96	96	96	96	96
実績			111	70	160	244	-

(9)延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育利用時間を超えての保育を実施する事業です。

延長保育事業は令和2年度から令和4年度までは量の見込みを下回る実績でしたが、令和5年度は量の見込みを上回る利用がありました。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人	5	5	5	5	5
	確保方策		5	5	5	5	5
実績			1	3	2	13	-

(10)病児保育事業

病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

下川町では病児保育事業を実施していません。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人日/年	21	20	20	20	19
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	-

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が仕事などで昼間、家にいない家庭の子どもたち(小学生)に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。下川町においては、町民会館児童室で実施しています。

放課後児童健全育成事業は各年度とも量の見込みを下回る実績となりました。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人	47	52	48	50	47
	確保方策		60	60	60	60	60
実績			29	29	28	40	36

※各年4月1日現在

※国が定めている子ども・子育て支援事業については、量の見込みの算定方法が決められているため、必要と思われる事業については、参考実績も併せて掲載しています。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」とされています。

下川町では、第2期子ども・子育て支援事業計画までは、「森林と大地の中でいきいき子どもが育つまち・しもかわ」を基本理念としてきましたが、上位計画である第6期下川町総合計画では将来像に「2030年における下川町のありたい姿」を位置付けており、ありたい姿の策定過程では子どもの未来が一貫して重要視され、ありたい姿の目標の一つに「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を設定したので、これを基本理念とします。

この基本理念は本計画の子育て支援にとっても大切にしたい考え方であり、教育・保育施設や学校など、行政や専門機関の支援による子どもたちにとって良質な環境づくりを推進するとともに、家庭・地域社会・企業等、あらゆる主体が連携・協力して子育てに取り組むことは今後も重要であると考えています。

【基本理念】

子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち

2. 施策体系

基本理念に基づき5つの基本目標を設定し、本計画の子ども・子育て支援施策を推進します。

【基本理念】 子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち	
---	--

基本目標	施策の方向
基本目標1 地域における子育てへの支援	(1)子育て支援サービスの充実 (2)保育サービスの充実 (3)子育て支援のネットワークづくり (4)子どもの健全育成 (5)経済的負担の軽減
基本目標2 子どもの心身の健やかな成長・ 発達への支援の充実	(1)親と子の健康の確保 (2)食育の推進 (3)生きる力を育む教育の推進
基本目標3 安全で快適な生活環境の整備	(1)安心して外出できる環境の整備 (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3)良質な住環境の確保
基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の 推進等	(1)仕事と子育ての両立を図るための環境の整備 (2)産休・育休からの復帰を円滑に実現できる環境の整備
基本目標5 社会的支援を必要とする子ども へのきめ細かな取組の推進	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3)障がい児施策の充実

第5章 施策の展開

基本目標1 地域における子育てへの支援

地域でのつながりの希薄化や少子化が進む中、孤立した子育てをしない環境をつくるため、様々な世代が日常生活の中で子育て家庭に目を向け、声を掛けられる地域づくりを進めていくことが重要です。地域で見守るネットワークづくりなどのほか、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境の充実を図ります。

(1) 子育て支援サービスの充実

取組	取組内容	担当課
下川町子育て世代包括支援センターの運営	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「下川町子育て世代包括支援センター」を運営します。	保健福祉課
こども家庭センターの設置検討	「下川町子育て世代包括支援センター」の機能に加え、困難な状況にある子育て世帯を支援するための拠点となる「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進めます。	保健福祉課
地域子育て支援事業	子育て中の親子を支援するため、あそびの広場や子育て相談などを通して、子育て家庭の交流や子育て情報の発信・共有の拠点として子育て支援センターの充実を図ります。	保健福祉課
世代間交流事業	核家族化により、子どもたちが親・祖父母との3世代交流を経験することが少なくなっている中、高齢者福祉施設や地域ボランティアとの交流を通じて世代間のふれあい活動を引き続き行います。	保健福祉課
下川町子育て支援パンフレットの配布	下川町で実施している子育て支援に関する情報をまとめたパンフレットを配布します。また、必要に応じてパンフレットの見直しを行います。	保健福祉課

(2) 保育サービスの充実

取組	取組内容	担当課
保育内容の充実	生活環境が多様化していく中、保育提供体制を確保するとともに、研修会等を通じて認定こども園の保育士の資質の向上を図ります。 また、地域の特色を活かした森林環境教育の一環として「森のあそび」を実施するなど、「教育・保育要領」「保育指針」、園の「教育目標」をもとにした保育から、子どもたちの健全な心と体を育みます。	保健福祉課
通常保育	保護者の労働や疾病等によって家庭において十分に保育をすることができない等の児童を受け入れます。	保健福祉課

取組	取組内容	担当課
預かり保育	認定こども園「こどものもり」の教育部分を利用している方の希望に応じて、教育標準時間終了後に子どもを預かります。	保健福祉課
一時保育	急病や看護、断続的な就労等に伴う一時的、緊急な保育ニーズに応えるため、認定こども園「こどものもり」で一時的に子どもを預かります。 一時保育の利便性を高め、より利用しやすいサービスとするよう努めます。	保健福祉課
延長保育	保護者の就労等のニーズに応えるため、認定こども園「こどものもり」で通常の保育利用可能時間を延長して子どもを預かります。	保健福祉課
障がい児保育	保育士の加配等により障がいのある子どもが可能な限り認定こども園「こどものもり」に通えるよう受け入れ体制の充実に努めます。	保健福祉課
広域保育	里帰り等で一時的に町内に在住し、保育を希望する子どもを受け入れます。	保健福祉課
こども誰でも通園制度	保護者の就労等に関係なく、認定こども園「こどものもり」で対象となる年齢層の児童を時間単位で預かります。実施に向けた検討を進めます。	保健福祉課

(3)子育て支援のネットワークづくり

取組	取組内容	担当課
子育て仲間づくりの整備	子どもを持つ親同士が情報交換を行う機会を設けるとともに、育児への不安などの軽減を図り、地域での仲間づくりと互いに子育てを支え合う関係づくりを支援します。	保健福祉課
民生委員児童委員活動	子どもや妊産婦を地域で見守るとともに、子育て支援サービスを必要としている保護者に対し、主任児童委員を中心として、民生委員児童委員や関係機関と連絡調整を行い、必要なサービスが利用できるよう、情報の提供や支援を行います。	保健福祉課
子ども会への支援	子どもたちが子ども会の行事等に参加しながら、自発的な行動、遊びや交流を楽しむ力などが育めるよう、今後も各種イベントの運営支援を継続します。	教育委員会 教育課
青少年健全育成活動	地域社会における青少年の自発的、組織的活動を推進するため、各種行事等を積極的に行うとともに、青少年に関する諸問題について協議します。 また、青少年育成関係団体の活動を支援します。	教育委員会 教育課

(4)子どもの健全育成

取組	取組内容	担当課
キッズスクール(放課後子ども教室)の推進	下川小学校に在籍する児童を対象に、地域住民の参画を得て、子どもたちに様々な体験や交流、学習の機会を提供するキッズスクール(放課後子ども教室)を開催します。	教育委員会 教育課
児童クラブの運営	保護者の就労等により、昼間、家庭において適切な保護を受けられない児童に対して遊びや集団生活等を通して健全な育成を図る児童クラブを運営します。	教育委員会 教育課
児童室の運営	親子が自由に楽しく遊ぶ交流の場として、小型児童館の機能を持つ町民会館2階児童室の充実を図ります。	教育委員会 教育課
図書室の運営	町民会館1階の図書室では、親子のふれあいを深められるよう、絵本の読み聞かせなどを行います。	教育委員会 教育課
ブックスタート・フォローアップ事業	親子のふれあいの時間をつくることや、本に興味をもってもらうため、6～7か月児、1歳6か月児、3歳児の健診に際して、絵本をプレゼントするほか、絵本の読み聞かせを行います。	教育委員会 教育課
地域子育て支援事業(再掲)	子育て中の親子を支援するため、あそびの広場や子育て相談などを通して、子育て家庭の交流や子育て情報の発信・共有の拠点として子育て支援センターの充実を図ります。	保健福祉課
生涯学習活動の推進	地域共育ビジョンのもと、学校・家庭・地域との連携を図り、地域の教育力を活かした自然体験やボランティア活動等、様々な体験活動の機会の充実に努めます。	教育委員会 教育課
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室の推進	児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を養うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する知識を深め、健全で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めます。	教育委員会 教育課
性教育の推進	子どもや保護者が性に関する正しい価値観を育むことができるよう、関係機関が連携しながら性教育を推進します。 また、養護教諭や保育士との情報交換の機会を設定し、関係機関と共通認識をもちながら、性教育に関する学習機会の充実を図ります。	教育委員会 教育課 保健福祉課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	子どもの健全育成と社会性の向上を図るため、スポーツ少年団や子ども会活動を支援します。	教育委員会 教育課

(5)経済的負担の軽減

取組	取組内容	担当課
不妊治療支援事業	不妊治療を希望している夫婦の経済的負担の軽減を図るため、一般不妊治療、生殖補助医療の助成に加え、先進医療に伴う医療費や交通費、宿泊費の助成を行います。	保健福祉課
出産育児一時金	出産育児一時金が、加入している健康保険から直接医療機関に支払われます。	保健福祉課
乳幼児等医療費助成	高校生年代終了までの子どもの保険診療分にかかる医療費自己負担額を全額助成します。	保健福祉課

取組	取組内容	担当課
児童手当	次代を担う子どもの育ちを社会全体で応援するため、高校生年代終了までの子どもを養育している方に支給します。	保健福祉課
乳児すこやかに育て応援事業	乳児の育児期(2歳未満)に必要なおむつなどの様々な育児用品等に係る諸費用に対して、商品券(3,000円/月)を支給します。今後は商品券の受け取り負担を軽減するため、支給方法の検討を進めます。	保健福祉課
児童扶養手当	父母の離婚等によるひとり親家庭に対し、生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	保健福祉課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の父、母、児童の医療費の一部を助成します。高校生年代終了までの子どもは乳幼児等医療費助成と同様の助成が受けられます。	保健福祉課
母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭等の児童を対象に、就学資金、生活資金、事業開始資金、技能習得資金などを無利子で貸し付けます。	保健福祉課
学校給食費補助金	子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、小中学校の児童生徒を対象として、学校給食費の一部(20%)を助成します。	教育委員会 教育課
特別児童扶養手当	身体または精神に重度の障がいのある20歳未満の子どもがいる家庭に対して支給します。	保健福祉課
障害児福祉手当	20歳未満で、在宅で常時介護を必要とする身体障害(1・2級の一部)を持つ方、または知的・精神の障がいのある方に対して支給します。	保健福祉課
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1・2・3級(3級は内部障害のみ)、療育手帳(A判定)、精神保健福祉手帳(1級)をお持ちの方に対して医療費を助成します。高校生年代終了までの子どもは乳幼児等医療費助成と同様の助成が受けられます。	保健福祉課
心身障害者入湯料助成	身体障害者手帳・療育手帳(在宅生活をされている方)の交付を受けている方で、五味温泉を利用される場合、入湯料を助成します。また、介護を必要と判断された場合は介護者も同様の助成が受けられます。	保健福祉課

基本目標2 子どもの心身の健やかな成長・発達への支援の充実

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と、「健やかな体」を身につけていくことが必要です。

乳幼児期の愛着形成の重要性や幼児期的人格形成の特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を促すとともに、認定こども園・小学校の教職員が教育・保育に対して相互理解を深め、小学校生活への円滑な移行をめざした連携を強化します。

(1)親と子の健康の確保

取組	取組内容	担当課
妊婦相談	妊娠時に母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の生活や栄養に関する情報提供を行います。 また、妊娠中に保健師・栄養士が面談を3回実施し、妊婦の状態に応じた保健指導、栄養指導を行います。	保健福祉課
妊婦健康診査	安全安心な妊娠と出産のために妊婦健診を受けられる妊婦健康診査受診票及び超音波検査受診票を交付します。	保健福祉課
両親教室	助産師による妊娠・出産・子育てについての講話、体験、参加された方との交流により、妊娠期から夫婦で出産や子育てに関する理解を深めます。	保健福祉課
産婦健康診査	産後の心身の回復状況を確認するための産婦健診を受けられる産婦健康診査受診票を交付します。	保健福祉課
産後ケア事業	産後退院後から産後11か月までの間に、助産師による授乳方法や心身のケア、育児のサポートなど幅広い支援を行います。	保健福祉課
新生児聴覚検査費助成	産後間もない赤ちゃんが行う「新生児聴覚検査(初回検査)」が無料で受けられる受診票を交付します。	保健福祉課
1か月児健康診査	赤ちゃんの退院後の経過や状態を確認するための「1か月児健康診査」を無料で受けられる受診票を交付します。	保健福祉課
新生児・2か月児訪問	新生児と生後2か月児を対象に保健師が随時個別訪問し、相談や支援を行います。 また、里帰り出産の方が支援を受けられるよう、里帰り先の市町村や医療機関との連携を行います。	保健福祉課
予防接種	疾病の発生やまん延、重症化を予防するため行います。予防接種の必要性や効果を保護者が理解し、適切に受けられるよう、新生児訪問や乳幼児健康診査、乳幼児健康相談などで情報を提供していきます。	保健福祉課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康と発育発達を図るため、月齢に応じて健診(身体測定、医師の診察、発育発達・子育て等の相談、栄養相談、歯科相談)を実施します。 ・3～4か月児、11～12か月児、1歳6か月児～1歳9か月児、3歳児	保健福祉課

取組	取組内容	担当課
乳児相談	乳児の健康と発育発達を図るため、月齢に応じて相談(身体測定、発育発達・子育て等の相談、子どもの育ちについてのお話、栄養相談)を実施します。 ・6～7か月児、9～10か月児	保健福祉課
股関節脱臼検査	早期に股関節脱臼を発見するため、生後3～4か月児に股関節脱臼検査を行います。	保健福祉課
歯の相談・フッ素塗布	虫歯予防のため、おおむね1歳から就学前までの期間、希望者に対しフッ素塗布を行うとともに、小学6年生まで歯科衛生士による歯や口腔内についての相談を行います。	保健福祉課
成人の風しんの抗体検査及び予防接種	風しんの免疫のない女性が妊娠中に感染すると「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれる可能性があるため、抗体検査と予防接種の費用を助成します。	保健福祉課
訪問・健康相談	妊婦や子ども・保護者の心身の健康状態や不安・悩み等に対し、訪問や電話・面接等で個別に随時支援を行います。	保健福祉課
認定こども園健康診断	乳幼児期の健やかな発育を守るため、定期的に健康診断(内科・歯科)を行います。	保健福祉課
就学時健康診断	就学対象児童の心身の健康状態を把握し、健康上指導が必要な就学児への適切な就学指導を行います。	教育委員会 教育課

(2)食育の推進

取組	取組内容	担当課
食育への取組	下川町食育推進計画に基づき、給食への町内産食材の活用や児童を対象とした農業体験、しもりんマルシェなどを通じて食育を推進します。	産業振興課 保健福祉課

(3)生きる力を育む教育の推進

取組	取組内容	担当課
認定こども園と下川小学校の連携	認定こども園「こどものもり」と下川小学校の教職員が教育・保育に対する相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう、教育支援員及び教育相談員による認定こども園「こどものもり」への訪問など連携を推進します。	教育委員会 教育課
自然体験活動の充実	総合学習や社会教育が実施する自然体験活動への参加促進や内容の充実を図ります。	教育委員会 教育課
ボランティア活動の推進	学校や社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動への参加やボランティアに対する意識の高揚を図ります。	教育委員会 教育課
子どもの健康づくりに関する情報交換	養護教諭、認定こども園「こどものもり」保育士、保健師等により情報交換を行い、子どもの健康課題を共有し、子どもたちの生きる力を育むため、日常の保育、保健活動に活かしていきます。	教育委員会 教育課 保健福祉課

基本目標3 安全で快適な生活環境の整備

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担や不安などが生じないように、親子が安全に安心して伸び伸びと自由に行動できる生活環境の整備を推進します。

さらに、子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくても済む、まちづくりに取り組みます。

(1)安心して外出できる環境の整備

取組	取組内容	担当課
道路関係事業	安全で快適な道路環境を確保するため、道路網の計画的な整備と維持管理に努めます。	町民生活課
公園整備事業	親子がふれあい、子どもたちが憩うことができる公園を適切に維持管理するとともに、老朽化した遊具の補修等を行います。	町民生活課
通学路等の点検	学校等を中心に児童が日常的に集団で移動する経路等の安全確保に向けた安全点検を行います。	教育委員会 教育課
交通安全活動の推進	婦人交通安全指導員が主となって、児童の登校時の交通安全街頭指導を行うとともに、認定こども園「こどものもり」で「こぐまクラブ」を実施します。	町民生活課
防犯活動等の推進	スクールガードリーダーが主となって、毎月1回、児童の登校時にパトロールを行い、不審者有無の確認等の防犯活動を推進します。	教育委員会 教育課

(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

取組	取組内容	担当課
防犯活動等の推進(再掲)	スクールガードリーダーが主となって、毎月1回、児童の登校時にパトロールを行い、不審者有無の確認等の防犯活動を推進します。	教育委員会 教育課
交通安全活動の推進(一部再掲)	婦人交通安全指導員が主となって、児童の登校時の交通安全街頭指導を行います。	町民生活課
夜間巡視活動	青少年健全育成推進協議会、学校、PTA、民生委員、警察等と連携して、夏休み等に夜間パトロールを実施し、青少年を取り巻く環境の健全化に努めます。	教育委員会 教育課
犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等からの問い合わせへの相談や支援等を行います。	町民生活課

(3)良質な住環境の確保

取組	取組内容	担当課
住宅環境情報提供	空き家など町内の住宅取得に関する情報提供を行います。	町民生活課
公営住宅の整備	子育て世帯や地域住民が安全で安心して暮らせる住環境を提供するため、下川町公営住宅等長寿命化計画に基づいて公営住宅の適切な維持管理や建て替えを推進します。	町民生活課

基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進等

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けるとともに、非正規雇用割合は多いような状況です。子育てと仕事を両立することができる環境にしていくことが重要です。

働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事のバランスがとれる働き方を支援する取組を推進します。

(1)仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

取組	取組内容	担当課
国・北海道等の就業支援事業等の周知	商工会等と連携し、国・北海道等からの情報誌等を窓口に配架するなど、情報の収集と提供を行うとともに、職場での育児の配慮など、仕事と育児の両立支援に向けた意識啓発を図ります。	保健福祉課
男女共同参画の推進	性別役割分担を解消し、男女が自ら望む子育てと仕事を担う社会を構築します。	総務企画課

(2)産休・育休からの復帰を円滑に実現できる環境の整備

取組	取組内容	担当課
通常保育(再掲)	保護者の労働や疾病等によって家庭において十分に保育をすることができない等の児童を受け入れます。	保健福祉課
一時保育(再掲)	急病や看護、断続的な就労等に伴う一時的、緊急な保育ニーズに応えるため、認定こども園「こどものもり」で一時的に子どもを預かります。 一時保育の利便性を高め、より利用しやすいサービスとするよう努めます。	保健福祉課
延長保育(再掲)	保護者の就労等のニーズに応えるため、認定こども園「こどものもり」で通常の保育利用可能時間を延長して子どもを預かります。	保健福祉課

基本目標5 社会的支援を必要とする子どもへのきめ細かな取組の推進

障がいのある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、下川町要保護児童対策地域協議会の構成機関との連携により、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、全ての子どもの最善の利益実現に向け、子育てを通して地域に参加する人々のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育てに取り組めます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

取組	取組内容	担当課
児童虐待の早期発見	各種母子保健事業や関係機関との連携を通じて児童虐待が疑われるケースの早期発見と早期対応を行います。 また、児童虐待の未然防止に向けて、保育サービスや子育て支援サービス、乳幼児健診など様々な場や教育機関等との連携などを通じて子育て世帯を支援します。	保健福祉課
こども家庭センターの設置検討(再掲)	「下川町子育て世代包括支援センター」の機能に加え、困難な状況にある子育て世帯を支援するための拠点となる「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進めます。	保健福祉課
下川町要保護児童対策地域協議会	各関係機関が集まり、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等(以下「要支援児童等」)の情報の交換や支援に関する内容の検討等を行います。	保健福祉課
下川町要保護児童対策個別ケース検討会	個別の要支援児童等について、直接関わりを持つ担当者が集まり、対象児童等に対する具体的な支援の内容を検討するために適宜開催し、児童の状況把握や問題点の確認、支援の経過報告、情報の共有、支援計画の検討等を行います。	保健福祉課
下川町要保護児童対策実務者会議	児童虐待の防止、早期発見・早期対応、被疑児童の保護など、児童虐待に対応するため、実務者が集まり、定例的な情報交換や、支援内容の検討等を行います。	保健福祉課
子どもの人権に対する意識啓発	法制度の動きなどの情報を把握・提供するとともに、人権擁護委員等による各種活動により、子どもの人権に対する町民の意識啓発を図ります。	保健福祉課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

取組	取組内容	担当課
児童扶養手当(再掲)	父母の離婚等によるひとり親家庭に対し、生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	保健福祉課
ひとり親家庭等医療費助成(再掲)	ひとり親家庭の父、母、児童の医療費の一部を助成します。 高校生年代終了までの子どもは乳幼児等医療費助成と同様の助成が受けられます。	保健福祉課
母子父子寡婦福祉資金(再掲)	ひとり親家庭等の児童を対象に、就学資金、生活資金、事業開始資金、技能習得資金などを無利子で貸し付けます。	保健福祉課

(3)障がい児施策の充実

取組	取組内容	担当課
障がい児保育 (再掲)	保育士の加配等により障がいのある子どもが可能な限り認定こども園「こどものもり」に通えるよう受け入れ体制の充実に努めます。	保健福祉課
相談支援	障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な就学や就学後の支援・相談に努めます。	保健福祉課
特別支援教育	心身の障がい等により支援や配慮が必要な児童生徒に適切な教育支援を行うため、特別支援教育の体制づくりを推進します。	教育委員会 教育課
早期療育	心身に障がい認められた児童、発達に遅れが認められた児童をできるだけ早期に療育につなげるために、保健医療機関及び認定こども園「こどものもり」と連携し、名寄市こども発達支援センターを中心とした療育体制の構築を図ります。	保健福祉課
特別児童扶養手当 (再掲)	身体または精神に重度の障がいのある20歳未満の子どもがいる家庭に対して支給します。	保健福祉課
障害児福祉手当 (再掲)	20歳未満で、在宅で常時介護を必要とする身体障害(1・2級の一部)を持つ方、または知的・精神の障がいのある方に対して支給します。	保健福祉課
重度心身障害者医療費助成(再掲)	身体障害者手帳1・2・3級(3級は内部障害のみ)、療育手帳(A判定)、精神保健福祉手帳(1級)をお持ちの方に対して医療費を助成します。高校生年代終了までの子どもは乳幼児等医療費助成と同様の助成が受けられます。	保健福祉課
心身障害者入湯料助成 (再掲)	身体障害者手帳・療育手帳(在宅生活をされている方)の交付を受けている方で、五味温泉を利用される場合、入湯料を助成します。また、介護を必要と判断された場合は介護者も同様の助成が受けられます。	保健福祉課

第6章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、「子ども・子育て支援法」に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

下川町においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業(区域設定の必要な17事業)提供区域を次のとおり設定します。

(1) 教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定(3～5歳)	全町 (1地区)	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、前期計画の区域設定を継承して下川町内を1区域とします。
2号認定(3～5歳)		
3号認定(0歳)		
3号認定(1～2歳)		

(2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	全町 (1地区)	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、前期計画の区域設定を継承して下川町内を1区域とします。
②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)		
③妊婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)		
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業		
⑩病児保育事業 (病児・病後児保育事業)		
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		
⑫子育て世帯訪問支援事業【新規】		
⑬児童育成支援拠点事業【新規】		
⑭親子関係形成支援事業【新規】		
⑮妊婦等包括相談支援事業【新規】		
⑯乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】		
⑰産後ケア事業【新規】		

2. 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

■就学前児童数の推計値

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	11	10	10	9	9	8
1歳	12	11	10	10	9	9
2歳	11	13	12	11	11	10
3歳	15	11	13	12	11	11
4歳	18	15	11	13	12	11
5歳	19	19	16	11	14	13
合計	86	79	72	66	66	62

※住民基本台帳人口(令和2年～令和6年、各年4月1日現在)に基づくコーホート変化率法による推計

■小学生児童数の推計値

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
6歳	17	19	19	16	11	14
7歳	23	18	20	20	16	12
8歳	17	22	18	19	20	17
9歳	17	17	22	18	19	20
10歳	20	17	17	22	18	19
11歳	21	19	16	16	21	17
合計	115	112	112	111	105	99

※住民基本台帳人口(令和2年～令和6年、各年4月1日現在)に基づくコーホート変化率法による推計

3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

(数値は、特に指定がない限り、各年度1年間における(延べ)人(または回・所)となります。)

(1)1号認定(3歳以上／教育標準時間認定)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	12	11	10	10	10
1号認定		12	11	10	10	10
2号認定で 教育の意向が強い		0	0	0	0	0
確保方策 ②		20	20	20	20	20
過不足(②-①)		8	9	10	10	10

《確保方策の考え方》

1号認定は町内の認定こども園「こどものもり」の教育部分での受け入れを確保方策とします。
認定こども園「こどものもり」の利用定員で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(2)2号認定(3歳以上／保育標準時間認定・保育短時間認定)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	45	40	36	37	35
確保方策 ②		50	50	50	50	50
過不足(②-①)		5	10	14	13	15

《確保方策の考え方》

2号認定は町内の認定こども園「こどものもり」の保育部分での受け入れを確保方策とします。
認定こども園「こどものもり」の利用定員で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(3)3号認定(3歳未満／保育標準時間認定・保育短時間認定)

①0歳児

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	1	1	1	1	1
確保方策 ②		4	4	4	4	4
過不足(②-①)		3	3	3	3	3

②1歳児

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	6	5	5	5	5
確保方策 ②		8	8	8	8	8
過不足(②-①)		2	3	3	3	3

③2歳児

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	10	9	8	8	8
確保方策 ②		13	13	13	13	13
過不足(②-①)		3	4	5	5	5

《確保方策の考え方》

3号認定は町内の認定こども園「こどものもり」の保育部分での受け入れを確保方策とします。
認定こども園「こどものもり」の利用定員で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

4. 地域子ども・子育て支援事業の提供

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込みを設定し、提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

(1)利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、母子保健に関する相談にも対応する「こども家庭センター型」の3つの類型があり、令和7年度から伴走型相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業型」が追加されます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	0	1	1	1	1
基本型・特定型		0	0	0	0	0
こども家庭センター型		0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業型		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

現在、下川町では認定こども園「こどものもり」で実施している地域子育て支援拠点事業において子育てに関する相談・助言等に対応しており、利用者支援事業としては実施していませんが、今後、「こども家庭センター」の設置の有無を含め検討を進めてまいります。

(2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供等を実施する事業です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人回/月	34	32	30	29	27
確保方策 ②		40	40	40	40	40
過不足(②-①)		6	8	10	11	13

《確保方策の考え方》

認定こども園「こどものもり」内で実施している子育て支援センターでの受け入れを確保方策とします。現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(3)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■受診券発行者数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	10	10	9	9	8
確保方策 ②		15	15	15	15	15
過不足(②-①)		5	5	6	6	7

■健診回数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	回	140	140	126	126	126
確保方策 ②		210	210	210	210	210
過不足(②-①)		70	70	84	84	84

《確保方策の考え方》

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

妊婦健康診査の全回数を助成することで、経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる体制を継続していきます。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	10	10	9	9	8
確保方策 ②		15	15	15	15	15
過不足(②-①)		5	5	6	6	7

《確保方策の考え方》

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。保健師が新生児期と生後2か月頃に家庭訪問等により、母子の健康状態の把握や相談・支援を行います。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	5	5	4	4	4
確保方策 ②		10	10	10	10	10
過不足(②-①)		5	5	6	6	6

《確保方策の考え方》

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

ショートステイ事業:原則1週間を限度として、児童養護施設等で児童を預かる事業。

トワイライトステイ事業:平日の夜間や休日の短時間に児童を預かる事業。

《確保方策の考え方》

下川町には児童養護施設がなく、当事業を実施する体制を整備することが難しい状況にあります。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

保護者に代わって保育所や幼稚園などへ送迎したり、保護者の病気や急用等の場合に児童を預かったりする活動を行っています。

《確保方策の考え方》

下川町では提供体制の確保が困難であると考えられることから、現状では計画期間内における当事業の実施はせず、一時預かりの受け入れ対象の拡大や、児童クラブでの受け入れを行うことでもって代替の確保方策とします。

(8)一時預かり事業

教育標準時間後に一時的に預かる必要がある場合や、保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、認定こども園「こどものもり」において、一時的な預かりを行う事業です。

■一時預かり(幼稚園型)(認定こども園「こどものもり」での名称は「預かり保育」事業)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人日/年	0	0	0	0	0
1号認定		0	0	0	0	0
2号認定で 教育の意向が強い		0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

■一時預かり(幼稚園型を除く)(認定こども園「こどものもり」での名称は「一時保育」事業)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人日/年	207	189	173	173	163
確保方策 ②		250	250	250	250	250
過不足(②-①)		43	61	77	77	87

《確保方策の考え方》

認定こども園「こどものもり」で実施している一時預かり事業(名称は表のとおり)を確保方策とします。現状の受け入れ体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(9)延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育利用時間を超えての保育を実施する事業です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	5	5	4	4	4
確保方策 ②		5	5	5	5	5
過不足(②-①)		0	0	1	1	1

《確保方策の考え方》

認定こども園「こどものもり」で実施している延長保育事業を確保方策とします。現状の受け入れ体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(10)病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある児童を対象に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人日/年	368	336	308	308	289
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		△368	△336	△308	△308	△289

《確保方策の考え方》

量の見込みの推計では病児保育事業の利用ニーズがある状況ですが、下川町の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備となっておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が仕事などで昼間、家にいない家庭の子どもたち(小学生)に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。下川町においては、町民会館児童室で実施しています。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	35	34	33	26	25
1年生		14	14	12	8	10
2年生		11	12	12	9	7
3年生		8	6	7	7	6
4年生		1	1	1	1	1
5年生		1	1	1	1	1
6年生		0	0	0	0	0
確保方策 ②		40	40	40	40	40
過不足(②-①)	5	6	7	14	15	

《確保方策の考え方》

町民会館の児童室において実施している児童クラブを確保方策とします。過去の利用実績等を踏まえて量の見込みを算出しています。なお、現状の受け入れ体制は新たな補充ができない状態が続いており事業継続させるために時間または受け入れ人数を制限せざるを得ない場合があります。

(12)実費徴収に係る補足給付事業

市町村が定める利用負担額とは別に特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用の一部を、低所得世帯を対象に助成する事業です。

下川町の保育料は、国が定める基準額より相当程度低く設定しているなど、子育て支援を行っている状況から、利用ニーズの高まりを踏まえた上での考えとします。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進とその他の事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

(14)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

《確保方策の考え方》

下川町では当事業の対象となる世帯は過去にわずかに存在しており、役場窓口やハピネスにおける相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(15)児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

《確保方策の考え方》

下川町では当事業の対象となる児童は過去にわずかに存在しており、学校や役場窓口、ハピネスにおける相談対応や先生や保健師等による支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、居場所を必要とする児童がいた場合にはその状況に応じた支援を行うこととします。

(16)親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

《確保方策の考え方》

下川町では当事業の対象となる世帯は過去にわずかに存在しており、役場窓口やハピネスにおける相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(17)妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人回/年	27	27	25	25	22
確保方策 ②		40	40	40	40	40
過不足(②-①)		13	13	15	15	18

《確保方策の考え方》

これまで下川町で実施している「妊婦相談・訪問」を確保方策とします。妊娠期の不安を解消し、安心して妊娠期を過ごせるよう訪問や電話・面談等により個別に支援を行います。

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

現在の「子どものための教育・保育給付」とは別に、親が就労していない場合でも保育園や認定こども園・幼稚園などで、時間単位で子どもを預けられるようにする制度です。

なお、令和8年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に当事業は位置付けられます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	3	3	3	3	3
0歳		1	1	1	1	1
1歳		1	1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	1
確保方策 ②		0	3	3	3	3
0歳		0	1	1	1	1
1歳		0	1	1	1	1
2歳		0	1	1	1	1
過不足(②-①)		△3	0	0	0	0

※単位「人」は必要定員数

《確保方策の考え方》

令和7年度は当事業の実施に向けた検討を進め、令和8年度から認定こども園「こどものもり」で受け入れを行う予定です。

(19)産後ケア事業【新規】

産後退院後から産後11か月までの間に、助産師による授乳方法や心身のケア、育児のサポートなど幅広い支援を行います。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人日/年	18	18	16	16	14
確保方策 ②		30	30	30	30	30
過不足(②-①)		12	12	14	14	16

《確保方策の考え方》

これまで下川町で実施している「下川町産後ケア事業」を確保方策とします。訪問や来所、里帰り先などの産後ケア事業実施施設でサービスを提供し、出産後の母子に対して心身のケアや育児サポート等の支援を行います。

5. 教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

(1) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、保護者のみならず保育士等の専門性や経験が重要になります。

今後もより一層、保育士等の資質の向上に向けた研修等について支援を推進していきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

全ての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会をめざし、地域社会全体で全ての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(3) 認定こども園と小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるようにするためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要です。

そのためには子ども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になることから、認定こども園「こどものもり」・小学校等の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実を図ります。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知徹底

家庭、地域、事業所などでの町民等の主体的・積極的な取組を推進するために、広報やお知らせ、ホームページへの掲載など、この計画の周知に努めます。

2. 推進体制づくり

(1) 下川町次世代育成支援推進協議会

本計画を着実に推進していくために、「下川町次世代育成支援推進協議会」により、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、点検・評価などの継続的な取組を行います。また、必要に応じ計画の見直しなどを含めた検討も行います。

(2) 関係機関の連携

教育・保育施設との連携、認定こども園「こどものもり」と放課後児童健全育成事業との連携等、各施設との連携を推進します。

3. 計画の点検・評価・改善

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、進捗状況等を点検するとともに、「下川町次世代育成支援推進協議会」で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、「下川町次世代育成支援推進協議会」で協議の上で、見直しを行うことができることとします。

第3期
下川町子ども・子育て支援事業計画
《令和7年度～令和11年度》

発行:下川町 保健福祉課
令和7年3月

〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
TEL 01655-4-2511
FAX 01655-4-2517

